FIJ

政

行發會協務刑

號 貳 拾 第 卷七拾金第

大正十三年十二月一日發行(每月一個一日發行)明治二十七年二月二十六日(第三種郵便物認可)

#### 刑 政 第參拾七卷第拾貳號 目 氼

末頭 の言

本會理事 香 川叉二 郎(三

說

明治天皇御製謹解……奢侈と浪費……休養患者の教誨……藤木氏の説に反對…… 死刑に關して……アメリカに於ける最大税目……中性者と女教誨師 少年受刑者の教育と再犯…… 受刑者に勞働賃銀の請求權ありや 滅食果して有害ならや」を讀みて: 行刑教育の有効條件と家庭主義・ 保健技師の職務に關する考察……… 育樂と行刑の客體 計 叙 任 東西南北 芥正 江 會 田隈 村繁川木太 報 ……(五) (=)

### (上 圖)ライン州立券役場

である。男子一〇五〇人女子一八〇人拘禁することになつで居るが男子一五〇〇人女子三〇〇人までは牧容が用來る。一九〇 鼓に常役場といふのは日本の様に刑務所に階設せられたものではなく豫防拘禁として六月以上二年以下保安拘禁をする場所 人取容したことがある。 八年四月一日には男子九九〇人女子一七〇人牧容して居たが少し遊上って一九〇五年十一月には男子一一二二人女子一九九

取寄する者は職業的常習乞食と放縱ななまけ者の放浪者等である圖は(1)仍ちライン州はプラウワ イラ 1の州立勢役場で

#### 中圖

を置いて居る ブラウワイラー勢役場の中では政察者を華良な園民に作り上げる為めに色々な教育をやつて居るがその智育の方面から學校 〇〇册に上つて居る。 間は 同俗役場の 男子の教場であるが 教場内に圖の中にある様に 大きな圖書室がある、その書籍の数は七五

#### F

男子收容所

# 再犯防止の爲めに何を求むるや

根こぎにすることは困難の極致である。その種とは何か。曰く誘惑、曰く酒、曰く女 日く失業、 刑務官があくせくとして再犯の芽をつむに努むるとも、後から、後から蒔かるく種を されど定まれる期間に於て、再犯防止の根底を作ることの六ケ敷含ことよ。 行刑の主たる目的が再犯防止にあることは謂はずもがなっ 日く怠惰、数え來れば無数である。

か此の種を盡くさねば行刑は竟に名あつて質を結ばざるの誇りを受くるに至るであら 務官の力。釋放後の此等の現象に迄手を延ばすことは不可能である。さりとて、何人 刑務官はその種までも根こぎにする義務を負はされて居るであらうか。限りある刑

み考へることを捨て、嘗て刑務の國際會議で協調した様に酒癖を矯正する設備や職業 紹介所や勞役場や、その他豫防的の拘禁設備やそれ等救濟設備の普及を計られよ。 弦に於てか求む。社會の心ある人達よ。釋放者保護事業を釋放者保護事業としての 行刑の終りを告げる所以であり國家平穏の大道となるであらう。

### 川 叉

て日に弛緩し竟に一變して奢侈相競ひ、嫉視相爭ひ品性の墮落は昔日に倍蓰するの觀あり、臥薪甞膽 へに逢ひ又贅貨の課税増率の布令を見るに至りたるが如き登此の間の消息を 裏書する ものに あら の聲は一時の肩休めを呌ぶ代名詞にあらざりしか。災後幾千ならずして精神作典の大詔を降下せらる 事を顧みざりし緊張せる態度は大に人意を强ふするものありしが、此の態度は復興の斧鉞成るに隨つ 復興の一年は多忙の間に終れり。災後の一年を顧るに震災直後勤儉に相互扶助に事念これ游めて除

薄俸過勢の身を以て 共分に安んじ 共職に忠なる點に於て 吾等は常に之を奪敬し 以て跨と する もの ら治め終始緊張せる態度を以て事に當れり。 これ當然の過 程にして敢て賞揚すべきにあらずと雖も、 鶴て行刑の職に任ずる僚友の領域を観るに、斯る輕佻浮華の惡風に浸潤するなく、上下緝陸勤儉自

偶一二喉咙失誤の事態ありて規律の森厳を激したるは此の時を傷くるものにして頗る遺憾とする所な

高誼を謝し併せて將來の叱正を請ふ。 此等の點に就ては細心の注意を以て方針を樹て諧氏の期待に悖らざらんことを念とすべし、妓に鼈で 然かも未だ功績の認むべきなく合員諸氏の抑待に協はざる懴あり。就中活動映畵の選擇及解説に關し 功勢表彰権災慰藉に就ては宜きに隨ひ共の範圍を擴張したる如き聊か努めたりと信ずるものあるのみ ては、深切なる忠言又は深刻なる威想を披辮して鞭撻せらるくに遭び汗顔忸怩たるもの少からず今後 を精選し又教化資料審査委員を設け映畵及蓄音器のレコードの選擇使用に就て考覈する所あり。或は **よ所に違ひ慚愧に禁へずと雖も雜誌「人」の發行度數を增し且即か紙面の改良を計り「刑政」の資料** か、殊に恩赦の載あるや、職に行刑に在る者は夙夜黽勉慎重事を處したる功勞多さに於てをやっ れども、一年の業績に較ぶれば肩原穀撃場裡に於ける不覺の擦過傷として默忍さるべき瑕疵なるべき 刑務協會の事業に至ては新春の劈頭共初志の一端を診け自ら期する所ありしが、吾等の菲才毎に思

歳末に臨み度で會員諸氏の御館版を祈る。

# 受刑者に勞働賃銀の請求權ありや

正、木

求請の銀貨働勢に者刑曼

亮

-(1)-

ohnung を給する旨の規定をなし、更に明確に在所者には計算金額の支拂請求權なしと規定して居るo 賃銀請求權を排斥して居ることは立法上正しい根據に立つて居るであらうか。 相當に古くなつた我が監獄法に於ても、亦新に試みられたプロシャの監獄則に於ても均しく受刑者の 程を終りたるとき月末又は出所のとき各人の仕上及び技能により差等を設けて作業賞與金 Arbeitsbel 令の定むる所に依り作業賞與金を給することを得と規定し明かに請求權を否定して居る。又プロシャ の監獄則草案(一九二一年)は第九十二條に於て同じく消極説を採用し、 獄法はその第二十七條に於て消極説をとり作業の收入は總て國庫の所得と爲し、その第二項に於て命 受刑者に勞働賃金の請求權があるや否やは行刑問題の中でも相當にやかましい問題である。 在所者に對しては各作業課

之に反し、北米合米衆観ニユーヨーク州の立て前を見るに前述の立場に異り、全々積極鋭をとり受

られたイタリャの刑法草案も亦受刑者に對する賃銀制度を採用した樣に記憶して居るの(一九二一年) 兩者の間に争が起らねば止まれ筈である。 様に賃銀をやるといふことは全く相對立した觀念に立つものと見なければならぬ。また、それ丈けに 刑者に行刑作業の賃銀 Wages for prison labor を認め、自らその請求権を認容して居る。新たに試み 同じ行刑上の作業に於て、一は賃銀をやらないで只賞與するに止め、他の一は普通の勞働者と同じ

とき、その會議に於ける刑の執行問題を擔當する第二部會に比の問題が提出された。 此の問題は決して最近の問題ではない。一八九五年六月佛京パリに第五回國際監獄會議が開かれた

先づその一つは

なられものではないか。 といふ名稱の下に功績の大なるものに與ふる部分を除き先づ同種の受刑者の給養費に充用しなくては 受刑者は作業賃銀と請求する權利を有するか。又は主たる作業益金は各人に所属すべき部分と賞與

Gripenberg カのブリンカーホッフ Brinkerhoff ゲンフのデュナン Dunant フヰンランドのフォン、グリペンペル 題でその部の部長であつたデンマークの行刑局長ゴース Goos やイタリャのブルーザ Bruse アメリ といふ問題であつた。此の問題はフランスのサーン、 ルーマニャのノセッチ Nosetti ベルギーのブリンス Prins イギリスのスペヤーマン ヒレール農園刑務所長ナッソーの提出した問

-( 5 )-

かっ

は作業賃金の権利を持つて居られ、しかし賭奥を認めることは國家の爲めであるといふに歸した。 と我が小川滋夫郎博士等との間に討議された筈である。その結果はやはり滑極説の膝となつて受刑者 受刑者に對しては恐怖心を起さすよりも希望心を目醒ます爲めに賞與の範圍を廣めたらどんなもの その二として此の部會は權利を否定し乍らも賞與を權利に近か付かしめ樣と試みた樣であるc ペルギーのステヴアンス Stores ロシャのザクレクスキー Zakrowsky 獨乙のクロネ博士

立ち入らなかつた本部會は矢張り消極説の膝となつて之を否定した。曰く といふ問題が出された。 しかし作業賞與金と作業賃銀とが仕事の量の問題か又は質の問題かに深く

てとは望ましきてとに非ずと謂ふにあった。 本會は賞與がその範圍を廣められることを奬勵する價値なきものと認める。行刑制度が區々になる

(1) Blatter für Gefangniskunde Bd. 29. S. 331. ff.

することを主根とすることは何人も異論はあるまい。しからば、その趣味をつけ、仕事の方法を扱く ものではなくて受刑者に作業の趣味を覺えさせ、生計を立つる方法を授け以て累犯に至る原因を撲滅 のみ考ふべきではない。何となれば、吾々が考ふる行刑作業なるものは決して國家收益を主眼とする 國際會議の決議が作業益金をしかく消極的に決定したからとて、吾々は直ちに之が性質を消極的に

るのに勞働に相應する報酬を受くるの愉快を剝奪することは佛を作つて魂を入れり職を深くするもの

題でなくてはなられ。私は此の問題に入る前に先づ兩者の法律的性質の解決を付けねばなられる 此の意味より推せば果して質與金として與ふるが是なるか、權利を認むるが是なるかは重大なる問

=

何に基くに他ならないからである。之に反し、刑務所の作業を普通の勞働と同じ立場に見るならば受 Belohnung とか手當 Gratifikation とか父は勞働に對する贈與 Arbeitsgeschenk とかの概念で受刑者に 務所に請求する権利を發生し、刑務所は相當の報酬を給付する義務を負擔する、而して、受刑者はそ 刑者と刑務所との關係は對等である。仍ち受刑者にはその勞務の提供に對し、之に相當する報酬を刑 とかは總て與よる者と與へられる者との關係が對等の權利關係に居るものでなく、與へる者の意思如 益金の幾分でもやることは全々誤つた概念でなければなられ。何となれば賞與とか、手當とか又は贈與 の問題も自ら明かになって來る。若し、 の勞務を終りたる後に非ざれば報酬を請求することが出來ない馴限のみを受けることしなる。刑務所 作業登金は私法上の性質を有するか、 將公法上の性質を有するものであるかによって、 作業が普通の勞働と同じ立場にあるものとするならば

-(7)-

の作業は果して如斯屋傭契約の性質を有するものであらうかの 刑務所の作業が如斯
き民法上の性質を有するか否かに付て先づ考慮しなければなられてとは受刑者

が勞務の提供を爲すことは我が民法第六百二十三條の自由意思に悲く約諾なるや否やの點である。此 與の意味に於て收益の幾分を與ふることは正しいものでなければならね。 らは此の勞務の提供を公法上の强制と見て、勞務に對する賞與の意味に於て、 故に刑務所の作業は刑務所と受刑者との間に對等ならざる權利關係がある故に現今の行刑制度の上か の點に思ひ至れば自由刑の性質殊に懲役刑の性質は刑法第十二條に於て受刑者の意思如何を顧みず勢 の提供を強制して居るから直ちに自由意思に基く勞務の提供なしと認むるに苦しまないのである。 手當の意味に於て又贈

Georg Guggenheim, Zur Frage des Arbeitsertrages im Straf und Sicherungsvollzug, 1923 S

務提供に非ずと明定するところはないがその趣旨の規定あるものと考へて解釋をしなければなられる を考慮しないとその解釋は極めて曖昧になつて來る。右二つの立法は共に受刑者の勞働は民法上の勢 て居る點を解釋するに當つては一應右述べた民法上の勞務提供に從ふか、公法上の强制勞務であるか は作業益金を國家の所得とすと爲し、後者は受刑者が作業の計算に對して支拂の請求權なしと規定し 作業收益を受刑者に與へることは右の如き觀念に基いて居るのが普通である。然し之が爲めにアメ 我が監獄法第二十七條とプロシャの監獄則草案第九十二條とが共に作業賞興金制度を採用

は主要なる事質である。 ば吾々は現在の作業强制主義をどうして賃銀主義に代へる様にして行つたならよいかを研究すること 刑務所の製品を上手に作り、上手に賣捌かれると考へられて居るアメリカの主義に眞理を認めるなら 換言すればすべての受刑者が作業を與へられ而してその作業に對して Wages リカやイタリャ式の勞銀主義が行刑上許されい立場にあると考へてはならい。 賃銀が排はれることは 所謂「賃銀を得て働く」

二) 刑政第三七卷第一一號五八頁

此の點に就てゲオルグ、グッゲン て左の二種の區別を認めて居るの ハイム Georg Guggenheim は作業益金を受刑者に支拂よ條件と

-( 8 )-

(1)主觀的方法。

②客觀的方法。

私は此の二つの方法を槪説して刑務所作業の貸銀制度をも肯定して見たいと思よっ

及び内的(道徳的)改善の査定仍ち之れである。 よつてのみ自由裁量に基いて決せしめる。如斯條件は具体的に之を擧げて見ると受刑者の勉勵、 (1)主観的方法。主観的方法の條件はその性質上官廳の關與を必要とし、その關與の如何。行政官に 行默

行刑學者がよく勉勵の賞與 Fleissprämie とか道徳上の賞與 Moralprämie といふことを聞つて居る

-(8)-

の大きな問題として残されて居る。

が、それは仍ち右の様な條件に基き行政官の裁量によつて奥よる益金の支持を意味するものである。 かくる益金の交付は決して機械的にはかつた給付でもなければ仕事の量の問題に基いて交付するので 金の交付がかく刑の質に基くとすれば自ら受刑者に請求權がないことも明白になつて來る。 もなくて、その仕事や受刑者に對する質の問題に基いて交付するものでなければなられ。されば、

のあるものである、故に自由裁量の運用をうまくやる様にして行くことは主観的方法をとるところで は勿論惡いてとではないが、しかし自由裁量といふ問題はその使ひ方によつては悲木をくつがへす成 る。仍ち第二十七條第三項に「作業賞與ハ行狀 (Moralprämie) 作業ノ成績 (Arboite pra nie) 等ヲ斟酌 シテ其額ヲ定ム」と規定し官吏の自由裁量をほのめかして居る。此の様に主靱的方法を採用すること そこで、盆金の給付を主観的方法から考へて居る我監獄法の如きも矢張り此の立場を明かにして居

-(10)-

**勞務に對する報酬を請求することが出來ることを意味する。一日の課程を終つた場合、** ことが出來るのである。 課程は物の重さ長さ、 ②客観的方法。客観的方法とは官吏の自由裁量を排斥して、 の報酬が規定されて居れば、そは勞銀として當然に受刑者に請求權が發生して來る。かくる場合の 個數 金銭の價值等換言すれば客規的(量)性質を標準として統一的に規定する 立法者が定めた條件を派行する場合、 その課程に何

を異にし前者は請求權の發生を來し後者は自由裁量の問題として殘されなくてはなられっ 含まれて居る所謂フライスプレミー仍ち勉勵の賞與とモーラルプレミー仍ち行駅の賞與とは自ら價値 に、作業の益金に對する請求權も自ら發生して來なくてはなら以答である。 めに像め所得點を定めその償却によつてその進級を許すものであるから所得點の全部の償 却と 同 時 累進制度の點數制は此の意味に於て客觀的方法の加味された立場に居る。蓋し點數制は受刑者の鑑 されば、累進制度の中に

止めて置き度いっ を要するのであるが私は只此の場合フライスプレミーの問題から請求權が發生するとの前述の說明に 問題からは解けないのでモーラルプレミーも一定の條件遂行の點より權利を發生するとの客觀的說明 累進制度の中で假出獄の申請權ありと主張する學者があるが此の申請權はフライスプレミー丈けの

- (11) Aschaffenburg, Die Gefanguiskunde S. 222
- (E) Guggenheim, a. a. O.S.37 f
- 用) Kurt Engel, Der Progressive Strafolzug, S.33.

して只司法大臣の行政的認可の形式によつて行はるくものなるが故にその賞與金の如きは當然監獄法 に取扱つて居るか。 刑制度に累進制度が行はれて居る刑務所が諸々にある。此等の刑務所に於ては賞與金を如何 少くとも我が國の累進制度は諸國に於けるが如く立法上之を認めたるものに非ず

意味を考へてよろしい。

第二十七條の原則に從はねばならぬこと勿論である。

は賞與金の請求權を持つて居るものでないと斷定しなければならぬ。 故に、 我が行刑制度の問題としてはその累進制度を真似て居るものも亦然らざるものも共に受刑者

請求は情願の形式でやることが出來る。累進制度で受刑者に票を與へることになつて居るものは此 作業益金の客觀的方法をとるとすれば受刑者に作業賃銀計算書 Verdienstanteilskonte を渡し賃銀 0

を以て規定せんとするならば前述せる客観的方法を是認するものであるから受刑者に報酬の請求權が る請求權を是認してかくらねばならね。故に、我監獄法が改正されるに當つて若しも累進制度を法律 い。然し、少くとも受刑者にその仕事の量を自ら計算せしめようといふ立場に立つ人は報酬金に對す 立つ人は受刑者の報酬金の請求權を考へないで刑務所の權限内で給付するのだと主張する の が 正 上述の説明を約言すれば行刑問題としての作業益金を受刑者に交付することは公法上の立場にのみ

-1')-

#### 

後生して來ることを忘れてはなられ。

右二つの正しい性質問題に付て私は私の立場を明かにし度い。 私は行刑本來の目的は合法的に社會

業は自活の途を講ずる様な仕組みに出來て居らないのであらうかの 將來の生計を立つることを教えることに行刑作業の使命が存するものだとするならば何故に今日の作 けさせて之に相應する報酬をやられ賞與金制度は因襲的観念に囚はれ過ぎたものでなくてはなられっ 者が社會に出た場合に決してまごつかぬ丈けの用意はしてやらねばならない。此の意味に於て仕事丈 に活動する人を養成するにあるのだと考へて居る。從つて、出來ることならば刑務所内の活動も受刑

ること等、總て乞丐や放浪者を作る素因を存する危險性なきにしも非ずである。 ならば國家より養はれるといふ觀念を抱かしめること、眞面目に働いても權力關係の下に於ては金が な途をたどつて居るものと見ることが出來る。何故ならば、 活の途を講ずることを教へる合理的な手段だと謂へるであらうか。否、むしろそれ等は恰度さかさま 貰えないといふ觀念を抱かしめること、眞面目に働いて得るところがなければ働くことに嫌怠を憶え 國家が國費を以て受刑者の給養を爲し、一定の作業を强制して、僅かな賞與金を與へる、 富めるものも貧なる者も犯罪を爲した者 之れが自

るぞ」といふ意味が含まれて居る様だと考へる。しかり、 を」とはどうしても考へられない。 等は正直になるであらう」と云つたその言葉を弄味して見よ。「よく働け而らば僅かな賞與金を與へる ハワードが Make men diligent and they will be honest 「人々を精勵ならしめよさらば彼 私は之を「よく働けそうすればお前達は食べる丈けのお金が貰え 例令受刑者にせよ質のならざる仕事をして

える合理的行刑が生れて來るものだと考へる。

望を剝奪する間は到底完璧を期すべきではない。 て國家の給養をやめ、被害者に對してその損害を補修せしむるならば一層自活の途を購ずることを数 めてやることは賞與制度よりも行刑の目的に適ふものだと考へる。もつと具体的に謂へば報酬をやつ 此點から私は作業益金の中から受刑者の勞務に對して報酬を與へ受刑者に對してはその請求權を認

どうして仕事に興味を覺えるもので。受刑者の能率增進も乃至は累犯性の撲滅も此の人間の生來的飲

# 保健技師の職務に關する考察

川信

芥

### 二 診 療

すれば一般刑務官より保健技師の職務の全部は、これであるかの様に観察せらるし程重要なものであ 診療は保健技師の職務の中で現今最も重要なものと見做されてみるところのものである。否な動も

の診療は保健技師が有する唯一の不羈獨立の職務である。 ない。故に保健技師は共職務の一であるこの診療に從事するの責任は、重且つ大である。質に收容者 實際に行ふてとを得るも、唯だての診療のみは實際に行ふてとの出來ないのは、醫師法を繙くまでも い程保健技師にとつて特有のものである。一刑務所の管理者である所長は刑務百般の事項を勿論自ら であつて、刑務所の官吏中に於て保健技師以外の何人たりとも、決して一指をも染めることの出來な に関する常識に幼稚であると信ずる必要もあるまい。 而して妓に云よ診療とは勿論收容者の診察治療 る。然し乍ら輓近に於てこの診療を保健技師の職務の全部であるとなす士のある程、我が國民が醫學

**美勢斯を明敏にすると共に治療に懸切なるの覺悟がなくてはならない。** たと云よが如きてとがあつたならば行刑の目的は容易に逐じることは出來ない結果となるのである。 勿論、平時に於ても收容者の精神及身体の健康を觀察し、共病的心理にも通曉して、患者あるときは 故に斯の様な諸點に注意して益々診療の結果を光輝あらしめるには、保健技師は其職務に忠實なるは 其及ぼすところの影響は計り知ることが出來ない。又急性傳染性疾患以外の疾患に罹つた者に對して 於ける不注意の結果急性傳染性疾患に對し適當な措置を誤つたならば、刑務所は衆團生活体である爲 も其治療を遷延し、例へば彼の往々耳にする輕微な疾患で、刑期中の殆んど全部を病舎に生活せしめ 故に保健技師が診療に從事するには、誠心誠意を以て當らなくてはならない。然るに一度診療上に

診療を施行する方法は之を火別して四種となすことが出來る。第一は巡回診療、第二は工場診療(

第三は病舎診療、第四は應急診療である。

ど行はれない所はない程である。然しながらこの巡回診療は其診療をして、真に意義あらしめやうと 療を爲すを云よのである。この巡回診療は收容者の處遇上頗る便利である爲、我が刑務所に於て殆ん するには頗る大なる欠陥を有しておるのである。如何んとなれば診療を爲す場所は作業現場である爲 内科的方面の患者を診療するには、喧騒に過ぎて充分なる觀察を爲すこと不可能であり、又外科的方 診療であつて、内容の充分な診療ではないのであると。然しながら如斯は醫術の本領を解せざるの士 ある爲診療用具等は自然充分なるを期し難い爲、其結果蒙る不利益も亦尠くないのみならず、工場就 面の患者に對しては、工場塵埃等の爲不測の災害を惹起することがあるからである。其他巡回診療で 療でなければならないことは説明を要しないこと、思ふ。唯だ余の認むるは獨居拘禁者の巡回診療で 爲すのではない。唯だ診療の下調べである。收容者の病的心理に對する慰安である。 業者の注意を散慢するの弊も多いのである。然しながら或る論者は云はん。巡回診療は充分な診療を ある。如何となれば獨居拘禁者のこの診療は上述の欠陷は頗る僅少であるからである。この故に余は (一)巡回診療 醫師を便宜上道具化した方法である。 真の診療は常に形の診療であつてはならない。 質の診 余の弦に巡回診療と名づくるは居房又は工場等に保健技師が自ら臨んで作業中診 故にこれは形の

刑務所の巡回診療殊に工場のものは出來る限り避くべきものであると主張したい。

るを以て今後益々採用すべき方法である。 診療方法は診療の意義にも合致し、 て現に實行せる所もあり、 を云ふのである。この工場診療は上述の巡回診療の欠陷を補足したものであつて、 異意に於ては工場地帶に於て、各工場から交通至便の地一二ヶ所を撰定して、簡易清素の 診療 所を 保健技師自ら此所に出張して各工場等から診療を求めて來る普通患者に對して、 余の玆に工場診療と稱するは、文字に於て妥當でないとの批難はあらうが、其の 又質行せんと準備中の所もあれども未だ甚だ少ないのは遺憾である。この 又收容者の診療上に伴ふ處遇上の欠陥をも比較的に除去するを得

耐えざるものと認められ作業を停止せしめて、専心診療せらるくものく診療である爲、頗る重大な診 にも遺憾なきを期せなければならない。又病舎に休養した患者の診療は行刑の要素である强制作業に の根元となるものであるを以て、 よっては、 患者の診療とを包含するのを云ふのである。醫務診療室に於ける診療は、 上述の工場診療の代用ともなるものであるのみならず、 余の弦に病含診療と稱するは刑務所醫務診療室に於ける診療と、 診察治療の兩方面に對する最善の設備を爲すと同時に、 この醫務診療室は實に刑務所診療 刑務所内部の構造の如何に 病舎に休養した これが運用

實行については沈着を以て行ふべきである。又此等の場合は刻一刻を爭ふ場合も尠くない爲、迅速に 呼出に應すべきである。然し收容者の中には往々不良の徒がありて、保健技師に應急診療を受くる必 る。この診療は云ふまでもなく出勤時間中又は退廳後何れにもあるのである。而して多くの場合生命 職務を完全に實施すべきである。 如斯ことがあつたならば相當の制裁を加へると共に、保健技師も右に對する責任上、この應急診療の 要がないのに拘らず、嚴冬深夜の候等に於ても、故意にこの種の診療を爲さしめる場合もある。若し に危険を伴ふやうな傷害、 四)應急診療 余の妓に應急診療とは、急發の疾病ありて呼出を受けたときの診療を云ふのであ 又は急性疾患である爲、保健技師は平時この應急診療に對する準備と、其

するには、 である為、 せしめざるに在ることは論ずる迄もない。然し乍ら刑務所は所謂刑の執行所と云ふ特殊の集團生活体 復せしむるにあるの外、 診療の目的とするところは、一般社會に於けると同じく、收容者の罹患した場合、之れが健康を恢 種々の注意を要する故に、弦に其の緊要なものし二三に就いて項を分つて観察することし この保健技師の特有で而も重大な診療に闘する職務も、其目的とするところを完成せんと 傳染性疾患、殊に急性傳染性疾患にあつては、病原菌を絶滅し、傳染を蔓延

# (A)診療の基本観念に就ての注意

ものであると主義したいな

らないと主張するものではない。然しながら上述の樣に少くとも參週間以上の治療によつて治療する に至らない様な場合にあつては、是非共此等の注意は實行せられなければならないと思ふ。 あるとて、余は單に胃加答兒又は結核の場合に、常に胃液の檢査又は手術療法を必ず爲さなければな 用することの不可能となつたが如きである。以上の樣な例は尠くないのである。勿論此の樣な現象が で結核の爲め、 も行はれない。投與する藥劑にも親切の跡を見出し難いが如きである。又例へば同じ樣な壯年の男子 復主義の残骸が今獪刑務所診療の實際に屢々現はれるのは、遺憾の極みである。 例へば壯 年の 男子 容者は虐げられてもよい人であるとの報復主義に胚胎せる親念の如きは、幾分でもあつてはならない。 健技師が收容者の疾患を診療するに當つては、患者對醫師の態度を以て從事しなければならない。 げられるのは、これ敷の発れ得ない所であるといふことを認める者は頗る多い様である。然し乍ら保 い様な場合に、其の支給される食物は規程の作業別による食量である。又診斷上必要な胃液の檢査等 如何んとなれば收容者と雖人間であるからである。然るに幾百年の昔から傳統的となつて居るこの報 (三○一四○才)が慢性の胃加答兒の爲、麥週間以上の治療を受けて居るに拘らず、 収容者は罪を犯した爲の刑を科せられた者である、 休養久しきに及んだ爲め貧血し、營養も不良となり、旣に手術療法又は注射療法を適 故に收容者が今日に於て未だ多少なりとも、 **猶治療に至らな** 

(B)詐病に就ての注意

病であ 其詐病者を戒しむるの途に出づることは診療の權威となる所以である。 に當つては、 は障碍の隱蔽又は誇張をも包含し、 人間であるからであらう。この彼等の切望する諸項を満足せしむるに最も便利で、 の範圍を擴張 作業に就かんことを欲するものが少くない。 は利益を得やうとするも 收容者は常に自由を剝奪せられ强制勞働を課せられ居る所の者である。 勘い 30 一定期間又は暫時間たりとも免れやらとするものが少くない。又彼等の間には强制勞働の 殊に疾病或は障碍を誇張するの例は枚擧に暇がない程である。故に保健技師は收容者の診療 ع 故に收容者 受診者の心理に通晓するの外受診者の詐よる疾病の病理を研究し詐病を發見した時は、 し、又は變更したいことを欲するものが少くない。これ等の現象は彼等收容者も 然し余の弦に述ぶる詐病とは、 の間には詐病が多い のを云よのである。この説明によ 其の目的とする所は自己の健康狀態を詐稱し、 のである。 又彼等の間には規程によつて最少限度に與へられ 疾病或は障碍を有せざるも、 然し或る論者は云はん。 つて收容者の間に詐病の多い 故に彼等の間にはこの强制 之を詐稱するの外疾病或 刑務所に於 以て不正な恩惠若 又容易な手段 のは明 T は病を詐 は詐

# (で) 不治の疾患に就ての注音

吾人の醫學發達の程度は此の大理想に容易に到達しない。故に刑務所診療の實際にあたつて所謂不治 收容者が罹患する疾患の種類も頗る多く、 從つて其の程度も千差萬別であらねばならぬ。

ざる程度の脊髓病、唯だ臥床するのみの癩病叉は結核心神喪失の精神病等にて刑務所に收容せらる の場合と同一なるもの〜少くない事實である。此等の不治の疾患又はそれと同一程度の疾患に對する 患の程度と刑執行の意義との關係を考究して適當の主張をなさねばならない。 の効果を全く見ることの出來ない者等は刑事訴訟法によつて刑の執行停止を行よべきものである。 出來ねと 主張するものではない。唯だ 不治の疾患で 刑の實際の執行に 耐えないもの、 爲、この不治の患者を永久に收容することは出來ない。勿論不治の患者は全部これが收容することは して此等の診定は一に保健技師の双肩に懸つておるのである。 者を永久に收容し、診療すべきである。然し現今に於ては、 の疾患なるものに遭遇する場合は少くない。 置を發動することは保健技師が診療上特に注意すべき處である。 皆無だらうか。 其他この場合に考ふべきことは不治の疾患であらざるも、 この場合刑務所が若し病院であるならば、 未だ刑務所は所謂自由刑の執行所である 故に保健技師は診療に際し、不治の疾 彼の四肢全く用をなわ 病症によつて前述 この不治の息

-( 21 )-

なに 分である。 は今春司法大臣が刑務所長並びに醫務主任會同の席上に於て訓示せられた處のものを服膺すれば充 以上の様な注意すべき事項は診療の實際にあつては、 看護等に注意するの外疾病治療に必要な處遇上に於ける、各種の微細事項を適當に處置し、 即ち診療は原因療法を基本とし、 之れに對症療法を加味し、 この外に少く はないの 藥餌療法食餌療法精神療法並 併し之れを要する

本 の 刑 行 と 5

すると共に、 故に吾人は保健技師の不羈獨立であるこの診療を益々完全にするには日新月歩の診療醫學發達を熟知 來る限り除去し、 罹患者の健康を恢復するのみならず、出來得る限り治療日數を短縮し、行刑上に遺憾ない様にせねばな 昨年保健助手制度並びに備藥箱設置制度の開始せられた如きは、保健技師の無用の手敷を出 行刑學の進步をも了知せねばならない。 真の病者に對しては懇切な治療を企て、以て診療の完全を期せられたのであらう。

# 音樂と行刑の客體

山村 繁 太 郎

(四)拘禁者の心情生活 (五)道徳的情操の養護 (六)精神(一)はしがき (二)教化資料としての音樂 (三)音樂と精神

### はしかき

刑務所で蓄音器を使用するとになったのは最近でありますが最初の確信は次第に效果を齎してるま

の上に眠りたがる吾々は、何か變つたことがあると、從來の觀念に對比しまして疑問をいだくを常と す、しかし十月號の刑政に藤木氏の本間に對する疑惑、十一月號に近藤氏の意見がありました、 礎を置きたいと思ひます、てむな観念から本間を出發し音樂の精神に及す影響を研究してみたいので は傳統的に制規せられた、不自由さから覺めて、今までの消極的道德觀を打消し、積極的の道德觀に基 します、その難問はやがて研究に進む段階でありますから、私しは至極よいこと、信ずる、 一月號の卷頭に『行刑の進化』行刑の特種處遇を社會的に解放したい、との記事がありました、吾々

# 二 教化資料としての音樂

行

を攝取する外に、尙精神的營養素を採取する必要があります、これが爲には數へされない程いろり 人で一般と何等變つたことはない、寧ろかしる精神的營養素の補給足らずして、成人したものであるか であります、これは一般論で受刑者に特有のものでないと論ずる人がありましやら、しかし受刑者も 12程ある方法手段の中、音樂は精神活動を調整する點に於て、能率の高い教化資料であると信ずるの な手段方法が認められてゐる、例せば演説に、講談に、讀書に、美術に、何々……と、その數へきれ 人は物質的の食物を攝取すれば生存は出來ますが、 しかし文化はないのである、故に身體的營養素

-( 22 )-

その一は音樂によって被教育者の心情を淘冶する、その一は優美なる情操を養はむ爲に課したのであ ら一倍必要であるとも云へる、こくが傳統から離れたい點である、こうした精神的營養素たを音樂は 當時の希臘人は如何なる目的を以て、音樂を教科目の中に加へたかと云ふに、二つの任務があつた、 近代に於て發見せられ又は認められたかと云ふに、歴史によりますると、遠く希臘時代であります てとがわかるのであります。 々の祖先は音樂を用ひて、品性の淘冶、 に於ても、 と、音樂は遠き昔より教化資料として行はれたてとは、否定するてとの出來の事質であります、 立戦爭をしたのであるから、自然かゝる結果を産むだであらうと思ひます、以上の歴史から考察する を養ふを主たる目的とした樣で、唱歌は讃美歌であつたと云よことであります、更に十九世紀に入 別言すると、道徳的の修養、品性の淘冶を目的としてゐたと云ひ得ると思ひます、 ります、所謂心情の淘冶――善――優美なる情操 唱歌を利用し愛國的精神を强くすることを任務としたこともある、當時獨乙は佛國に對し獨 中世に至りまして、學校教育が宗教的に偏傾した爲、音樂も自然宗教的になり、宗教的 民謠、童謠、母謠等に同じ精神の含まれてゐることは説明するまでもありませむ、 道德的の修養、宗教的の情操、愛國的精神の涵養につとめた --美--は、殆むど一致するのでありますか この時代に於て旣

### 音樂と精神

題為,十一月號內巡問民四意見放為百食

ても極めて僅少の時間である、 します、 の雑誌を讀むでゐても、 のは瞬時もジッとしてゐない活動體であります、即ち律動的に活動してゐる、恰も音樂のリズムの様 でもあり 又つかね様でもある、相觸るしと 思ふ 二三の點をかいて、諸氏の批判を 受くることにいた ますと、これ程デリケートな 且つ 神秘的の問題は ないと思ひます、私の 淺い考へでは解決がつく 熟があるか 精神との關係、即ち音樂が精神に作用する原理はどうであるか、幼兒に對しマーチを彈奏して みる **〜現在の我に傳はつたのであります、更に內的に之を求むると心臓の鼓動、脈搏など人體の生命とす** 々の精神物理體はこの大自然の中に棲息して常に天と地とに包まれてゐる、その天と云ひ地と云ふも と、彼等は身體的の表現をする、こむなことから音樂と精神……と云ふものと、 この律動的な刺戟は遠き昔より幾百萬年來吾人の祖先が間斷なく、 即ち識は流れくして止まないもので常に綴つて行じ、恰も音樂の音譜の様に、音樂が、高く低 も、律動的に活動してゐます、斯る意味からして、精神物理體と音樂のリズムとは物理的一致 は前述の如く遠き昔より精神活動を調整するため、教化資料として用ひられましたが、音樂と 第一、音樂の根本はリズムであります、そのリズムの精神活動と似通ふ點を求めますと、 の様に思ふのであります、 外界より種々な刺戟があるとき識は常に轉々としてゐます、識の焦點を作つ もし一に止ることありとせばそは精神病者であります、故に活動性が 第二、吾人の意識は常に一に止ると云ふことはない、例せばて 意識的に無意識的に、受けつ 相觸れて考へてみ

0 刑 fī ٤

らない 言葉は單純なリズムで、意志交換をしてゐたとも想像がつきます、それで音樂は外國語を聞いて も多い様に思います、 に思ふのであります。殊に感情系統に於て、 ふることは、 平に軟かく、 しかも正確にして有效なる媒介物であると云ふてわます、 人でも左程に不可能でない、 即ち内的音樂の存在を認むることが出來ると信じます。 御承知である、 滑かに又勇しく、 第三、 リズムは言語より發達が古いと云はれてゐる、 音樂家は日く音樂は潜勢的言語の結晶で普遍的によく人心に 轉々極りなき變化は、識の變化性と心理的に一致してゐるかの樣 所謂國境なしである、 興奮、鎮静、緊張、弛緩、などは音樂と共鳴する點が最 秋夜傳ふ虫の音も吾人の精神には言葉 要之に吾人の精神内容には音樂の質が 原始時代に於ける吾人

## 四 拘禁者の心情生活

-( 96 )-

(1)道德的觀念に乏しく敬虔の念が薄い 從來犯罪者の心理表現を研究しまして、 缺くる點を舉げてゐます、 其例をかい てみますと

②常識的判斷に於て劣り主我的傾向が强く精神的疾病に罹り易い

(3)怜悧なる如くあるが寧ろ狡猾である

4神経質で激し易く職祭心が弱い

(6) 意志薄弱で强き制御を加へると容易に常軌を逸す(6) 苦痛に對する感情がにぶく慘虐行為をする

の發情期に於て性的偏屈となり忌彈なき行爲をする

3

(8)同情心又は良心なるものが乏しい

行

動作のみをみる、などし数へ切れない程、 生活より 主観的に又は客観的に訓練し、統一した精神の持主たらしめ、飢れた調子を整理してやる大なる任務が さへある、 あります、が一方拘禁生活者はどうであるか、衣食住より受くる物的の制限、 云ふてとに歸結すると思ふ、 能性に富むでゐることは事質であります、要するに精神活動の統一が行はれず、 るは、物質上又は精神上安全率があるからであると思ふ、しかし如上の如き心理表現は確に犯罪の可 でなく、過言かも知れぬが正常人にも勿論あると思ふのであります、たゞ正常人にあつて犯罪とならる 日く 何日く何と結果から之をみるとはてがない程であります。しかしか 便所の戸音が荒い、他の者がコソート話をした、 酸成せらる、意識的若しくは無意識的の氣分――不快威――は、 斯る心情の持主が犯罪の結果受刑の身となり、拘禁生活を營むに當りまして、 その調子の観れた原因は内的に或は外的に、 吾々の想像し得られ口程神經過数であります、 自分のことではないか、 いることは犯罪者特有のもの 他人の足が 中には隨分同情す 性的の窮迫、 擔當管理者は自分の 調子が聞れてゐると 觸れた、 吾々は之を 親兄弟に手 べきか 手が

ない、 外に運ばれ、魂を流ひ清めるといふことは、極めて重要なこと、思ひます。 結晶であるから、 るのであります、即ち音樂と云ふ外的刺戟は、内的音樂に敏威なる刺通力を有すると、潜勢的言語の め得る方法手段は前説明の如く數へ切れね程あるが、能率の高い效果をあぐるは、 神經質を鎮め、元氣を鼓舞し、能動的氣力を養ひ、選擇の力を發達せしめ、善良なる氣分に向上せし 動に移るため、 る、不良なる氣分は立派な意識を包み、折角養はるし訓練さるし理性も、 す、かくる不良なる心情生活の久しきにわたるときは、俗に云ふひねくれ根性を産むことは勿論であ 生理的者しくは精神的原因による不快感は、逐に領解に誤りを生ずるに至ることもあります、 紙を出す返事が來ない、返事が來ても犯罪にまつわる不快感は付物だ、親属はあつてもにげる。其他 禁生活による特種の不快氣分は、到底自由民の想像し得られざる、心情生活を營むでゐるのでありま 働きを用ひて、彼等を平和、滿足、希望、幸福、 拘禁生活者に限らず何時も赤煉瓦の村長然たるより、時に或は歌の翼に乘せられて、遠く物質圏 幾多の事實が證明します、斯る氣分を調和し、緊張を弛め、弛緩を張り、不活潑を元氣づけ、 中正を得ず規範を逸脱することが多いのであります、これは私の机上に於ける想像で 迅速に普遍的に美と善を傳へ、精神活動を浄化し覺醒せしむる働きがある、 の門に導きたいのが、音樂を施行する目的でありま 不良なる氣分を透ふして 音樂であると信ず

-( 28 ) -

### Ħ. 道徳的情操の養護

接なものであります、 々の質生活からかけ離れてゐるかの樣に考へられます、しかし其樣なものでは决してない、極めて審 操の淘冶はひとり普通教育學上の問題であるのみならず、相當の年齢に達してゐる行刑の客体に對し 的に障碍せられ薄いと云ふのが通有であることは、諸氏の實驗せらるへ所であります、 極めて密接なものであります、然るに行刑の客體たる受刑者には悲いかな、 必ず伴ふものであります、例せば進むで善事をなす いふので、この感情がなかつたならば規範を脱線する譯になる、道德行爲には直覺的に又は習慣的に ては、極めて必要なる項目と確信するのであります、これは決して抽象的の議論でなく具體的の事實 - 消極的道德的行為-冶は直觀教授にあらざれば反應の極めて乏しいことになる、見給へ教誨師が自ら道徳的の 情操 を持。。。。。 問題である、教育家の話によりますと、 でもさらです、 してゐる、教師が自己內心に道德的情操を以てゐなければ行はれるものでないと斷言してゐる、 し、感情が自由表現となり又暗示表現となり、 徳的の情操とは統一せられた精神活動から生ずる、 しつかりした管理者がゐると、 別の方から云ふと吾々の道徳的行爲の根本の發動をなす感情を、 -といふことは階級の上下、知識の高低を問はず行はるへのでありますから、 この方面の淘冶は教師その人の人格が最も必要であると極論 道德的氣分は確に高い、この意味から道德的情操の 脂ののつたときの教誨は必ず反應が强い通り一遍のお 理性に近いものでありますが故に、人或は吾 -積極的道徳行爲――若しくは惡事をせない 此の威情が内的に或は外 道徳的情操と 故に道徳的情

-(30)-

的の野象は内部にある、 何々 直観教授は質現せらる、と思ふのが私の堅く信ずる所であります。 子と調子とあつて歌詞を伴れ子にして心に流れ入る、即ち乃木大將、常陸丸、錦の御旗、 る、かくる缺を補ふ上に於て、数化用としての音樂は至極適當の施設であると信ずるのであります。 的情操を持つ――人格者――教師のみを得ることは、果して可能であるや、聊か疑ひなき能はずであ 話しではだめである、その所謂直觀教授は行刑の主體たるもの、重大任務であるが、自己内心に道德 何となれば直觀教授をなすに最も便利且つ有效のものである、その有效とは諸氏が實際に施して得た 聲に聞けばお判りのこと、思ふ、音樂と情操、之を心理的に考へると、音樂も調子感情も調子だ、 ……と造形美術にありましては、藝術的の對象は吾々の外部にありますが、音樂にありては藝術 故に音調や歌詞は吾々の内心にくひ入つて精神現象の一部をなし、 兒島高德、 道徳的の

#### 結

であります、美と道徳と不突合を來たすもこの點である。之を適當に按配するのが人で、 らむやである、何でもさらである、幾ら營養に富むだ物質でも過ぎては身體に害のあるは、見易き道理 を伴ふことがありましやう、それは徒に藝術に走つたり、濫用し過ぎる罪であると思ふ、 文部省に於ても、大正十貳年四月第一回推薦レコードを發表してゐます、 しかし顧みて音樂も亦像 その被配す 豊音樂に限

客體は生きた人であります、文化を除けては元の動物に還る外に行く道はありませむ。(終) 體に到達したい、傳統の上に眠りたがる吾々の精神を醒まし解放したいと思ふのであります。行刑の るには多少なりとも其原理を研究消化するにある、而して客體と主體との間に一つの信念を得て、

# 行刑教育の有效條件と家庭主義

井 上 忻 治

くあることは、各國統計の等しく立證するところである。この事質は何物を暗示するか。年少犯人が計 罪の數が日と共に著しく増加しつくあると共に、他方に於て、犯罪者の平均年齢が一般に益々低下しつ に於て最早その目的の殆ど全部を達成したものと言つても敢て過言ではない。蓋し一方に於て少年犯 は實にこの問題の解決に存する。一つの社會が若しもこの問題に成功したならば、その社會は刑事政策 犯罪少年の所遇は現代の社會が解決すべき最も困難な問題の一つである。現今刑事政策の最關心事

な小供でありながら一度犯罪に志すがごときものは、まさしく明日の危險なる犯罪人であり、將來の 會に取りて如何に怖るべき脅威であるかは、敢て事新しく辯證するまでもない。今日尚ほ極めて幼少 居る。それ故に、社會の平和なる常態的進化を絶へず阻害しつへあるこの犯罪現象を真に有效に防遏 罪生活の第一步を踏んだようなものは極めて窄れである。大部分は何れも幼年期にその首途を有つて 累犯者である。統計の證明するところによれば、苟くも慣行性犯人であつて、廿五才以後に初めて犯 全世界を通じて、道德家や、宗教家や、立法者や、社會學者や、乃至は刑事學者が、何れも犯罪少年 せむがためには、 遇が現今刑事政策の中心問題を構成して居る所以なのである。 の與ふる怖るべき社會的危險に對する救治策の研究を專一として居る所以であり、また犯罪少年の所 犯罪的精神の發展をその根源に於て絶滅するの方法によるのほかはない。これ即ち、

¥.

件と家庭主義

刑上の經驗とが正に要求するところである。犯罪少年に對する行刑作用としての道德的反動には全く い、専ら教化刑 (Peine éducatrie) を本旨とするものでなければならないのは、最近刑事學の理論と行 趣によるものであつてならないのは勿論、また單純なる改善刑 (Peine réformatrie) なることも出來な 犯罪少年はそれが年少たることそのものを理由として、これに對する所遇が淘汰刑又は威嚇刑の主

専ら考察の範圍を限定するの 化刑の有效性を保障するために、この特殊行刑機關に要求せらるし根本條件とそれの質現方法とに、 併し、私はてゝでこの行刑機關の性質や機能に就て論議する考へはない。この小論に於ては、單に数 ではなく、専ら職化院乃至矯正院の特殊施設に於て、初めてそれの典型的組織を見出すべきである。 特殊の過程を必要とする。能つて、犯罪少年に對する有機的行刑機關は、決して普通の刑務所に於て

1 被收容者の定員は出來るだけ少數たること。

るべき事質はこれを要約すれば、結局、水ぎの三點を出でない。

行刑學上の個別化の原則と長い實踐上の經驗とにより、敎化刑の有效條件として指摘され、確認さ

教化の任に當る職員は出來るだけ多數であり、且つ精選されたものであること。

教化刑の適用常に伸縮自在であり、殊に適宜延長され得ること。

(Schutzavisicht, la liberté surveillie) の場合にもまた等しく適用され得べきものである。 第三の條件は家庭委托の方法による附證驗處分(Aufprubestellung,Bewährung)若しくは保護監督 この三條件は、就中、施設行刑即ち拘禁の方法による教化刑の適用に關するものではあるが、

いが、私がて、に解説しやうとする家庭主義 (Familieusystem, système familial) は、これに反して、 不定期刑の思想は條件附釋放の制度と言符づて、專らこの第三の要求に策應するものにほかならな

は敵である」(" L'agglomiration o'est l'ennemi.")—— この點に於て、今日最早何人も異論を挾むもの 復に極めて有害なる機械的教育主義の弊害に陷り易いものである。 ない。余りに大きな集闘生活は常に悲しむべき混雑や無規律の原因となり、また勢ひ少年の道德的回 施設行刑上に於ける定員縮小の必要は、今日既に行刑學上の一公理だと考へて差支へな 専ら前の二つの要求に闘聯するものである。

しやうとするのは 無理な話である。そこには 直ちに 踰ゆべからざる 解決の困難が見出される。 てとの一つは、少年同志が行刑機關に對して彼等自身の力をより强大に感ずることである。そこには に過大なる收容人員の不便に就いて今更喋々する必要はないが、大きな集團化に於て特に注意すべき 所謂る團體精神がーー 一から云つた無數の異つた性格に對して、一般的統制の下に、威化手段なり、数化方法なりを の律動には、無限の音階が認められる。憂欝、無頓着、 實際、現今の國化院若しくは矯正院の多數に於て見られるがような所謂異質的集團を構成する各自 それと、特別なる心理的性格の持主である。これ等少年の精神中に交響する感性や、 固より極めて憂ふべき意味に於て――力强く發展する。 敏威、 焦燥、嫉妬利已心、傲慢、 かくて彼等僚友の惡意 知性や、 强情

どうかは、極めて大きな疑問とされねばなられっ を要求することになるのであるが、併しこの組織が果して教化刑の目的に克く順應するものであるか それは、弱者及び年少者に對して、直ちに一つの大きな勢力を獲得する。かやうにして、暴行や、 が培養され、 これ等の大きな集團的威化制度は、常に一種の軍隊的傾向を帶びた組織と極めて嚴格なる規律と 教師の與ふる善影響をも容易く抹殺し去るだけの力を有つて來る。またそこには必ず復讐觀念 階級思想が醸成される。そしてそこに形成される階級の中でも、 乃至は騷擾等に有利な環境が屢々急速に形成されることになるのである。從 年長者なり强者なりの

ねばならない少年の心理は、彼等をして、あらゆる機會に朋輩や學友の過失なり惡事なりを上長に密 を忘れてはならない。例へば、 畸形化すべき少年の うなことにもなつて、 しそれにも抱らずまた餘りに嚴格なる制度は、常に僞善者と叛逆者さを造り上げるものであること 固より餘りに寬大なる制度は、 以てその飲心を買はむとする陋劣をさへ、嚴々學ばせることになるのである。加之、 從つてその結果は、却つて多数の犯罪に機會を與へ、 道徳的回復に 極めて有害なる環境を 創り出すことになるものには 違いないが、 結局、 生活の雰圍氣を弱くすると共に、次第に善良なる意思を去勢し、性格を 極めて輕微なる怠慢に於てすら尚ほ懲罰を受くるなきかを常に危惧せ 一般に放任と懈怠との原因となり、無規律を誘致するの危険を免が 若しくば徒らに懲罰事犯を滋くするよ

らに屢々職員との間に渝ゆべからざる感情の障壁を築き上げて了ふことにさへなるのである。(未完) きであつて、 され得るであらうか。知性の旺盛なる發育期に在る少年の教育は、專ら啓發と説服との方法によるべ をすら許さないとしたならば、世の中にこれ以上不合理な、 べく知らしむ可からざる式の絶對服從の制度に慣らされた少年は、不知不識の間に奪い反省力を失つ ほ嚴罰が科せられ得るといふ思想は、 殆ど永久に少年の信賴を繋ぎ得る望みはない。馬鹿氣切つた動機や極めて些細な過ちに對してすら尚 在しやうとは考へられない。少年をして彼等に科せられたる行爲の理由を反問する余地さへ與へない ような制度は、 一個の機械と化して了ふ。若しも與へられたる命令なり、心得なりに對して、院主に一つの反間 これを惜いて彼等に對し真に教育的效果の獲得を期待し得べき方法が他に一つとして存 明らかに行刑教育の真義を沒却したものと言はねばなられ。かやうな教育制度には、 少年の純正なる感情の發達を著しく阻害するだけではない。更 これ以上反教育的な何物が、果して想像

-(16)-

# 『減食果して有害なりや」を讃みて

## 多田隈建雄

一般に行はる、所なり、而も其の恢復期、若くば治療は一般に行はる、場合に於ては既に問題とするに足らないのであつて、氏の否定論は大に吾人の興味を惹起したり。 いた含みて、減食罰となるに及び、初めて意義あり、問題となり議論の餘地は生ずるのである。殊に氏は減食の味を含みて、減食罰となるに及び、初めて意義あり、問題となり議論の餘地は生ずるのである。殊に氏は減食の味を含みて、減食罰となるに及び、初めて意義あり、問題となり議論の餘地は生ずるのである。殊に氏は減食のなしなり議論の餘地は生ずるのである。殊に氏は減食のないのなります、勿論糖尿病、胃腸病、其他熱性病等に於て減金は一般に行はる、所なり、而も其の恢復期、若くば治療法として難か減食を集動するものありや、結核病に罹寒法として難か減食を集動するものありや、結核病に罹寒法として難か減食を集動するものありや、結核病に罹寒法として難か減食を集動するものありや、結核病に罹寒法として難か減食を集動するものありや、結核病に罹寒法として難か減食を集動するものありや、結核病に罹寒法として難か減食を集動するものありた。

り、職獲衰弱日々増加するに當り誰か減食を推奨するもり、職獲衰弱日々増加するに當り無効し、若くは斷食を行ふ外、營養を顧慮する食餌問題は、吾人醫師の常に苦い、受害るに減食は其人の健康狀態の如何によりて、或す。要するに減食は其人の健康狀態の如何によりて、或する所にあらずして何ぞ。其他例證は枚擧に 遑 あらいする所にあらずして何ぞ。其他例證は枚擧に 遑 あらいする所にあらずして何ぞ。其他例證は枚擧に 遑 あらいする所にあらずして何ぞ。其他例證は枚擧に 遑 あらいする所にあらずるに當り誰か減食を推奨するもののである。

即ち減食を見聞するのである。彼の一食主義の二本淳士で皆然るにあらずや。病院に於て初めて流動食とか食禁然り、撃劍家に然り、運動家に然り、工場學校軍隊に於然り、撃劍家に然り、運動家に然り、工場學校軍隊に於

至る。 於て其害一層甚し。夫れ饑餓の狀態に於ては先づ身體の く減食は牛飲馬食以工英雄豪傑を氣取る大食家を除き、 殿を以て健康體に應用する事は感心できない。斯くの如 **亦蕭柳の質たるを自認せらる」にあらずや。病弱體の經** は青年時代に於て病弱なりし事を自ら告白せられ、氏も 飲乏即ち減食の害なり。要するに大食家は豫防的に、病 ブートを起す事は専ら信ぜらる、學説なり、之れ部分的 乏により脚氣症、ヴィタミンCの缺乏によりてスコール の教ゆる所なり。之れ完全斷食の害なり、最近ヴィタミ 不要職器より自家消耗し、次で貴要職器に及び遂に死に 無病健全の活動家には害ありて一利なし。斷食の場合に 弱者は必然的に滅食をなし、然り而して健康體は完全食 ンAの缺乏により結膜乾燥症、夜盲症、ヴィタミンBの缺 を相當量各自の經驗によりて攝取すべきものなり、と吾 人は深く信ずるものなり。 水分缺乏に於ては最も速かに死に至る事は生理學

氏は又醫師により、澤庵漬を食ふ事を禁ぜられし胃腸

用して疾病が起るとは認められざるによる。なるのみなり云々とありて、自然良能が肉體及精神に作なるのみなり云々とありて、自然良能が肉體及精神に作常に唯其の數量及調子に於て正規の生理的細胞生活と異

然るに減食が懲罰の意味を含み、減食副となれば如何、之れ刑務所に於て問題となり、議論の生す所以なり。一般に刑務所に於て問題となり、議論の生す所以なり。一般に刑務所收容者の健康状態は現今自由民に比しるも減少せしむるの理由なし。收容者の肺結核が自由民るも減少せしむるの理由なし。收容者の肺結核が自由民るは想像するに難からず。而して減食の要なきもの若くは増食の要あるものに對し減食罰を執行する場合に於て、問題は痛切なり。監獄法第六十二條によりて保健技で、問題は痛切なり。監獄法第六十二條によりて保健技で、問題は痛切なり。監獄法第六十二條によりて保健技で、問題は痛切なり。監獄法第六十二條によりて保健技で、問題は痛切なり。監獄法第六十二條によりて保健技で、問題は痛切なり。監獄法第六十二條によりては強食罰の有害なるを認めらる。然るに氏は減食若くは断熱を関の有害なるを認めらる。然るに氏は減食若くは断熱を関い、減食罰の有害なるを認めらる。然るに氏は減食者くは断熱を関い、

醫療の全般に適用して醫師の誤解せる衞生觀とせらる」 病者が、澤庵遺を食して反りて治癒したる一事を以て、 腸病の初期、 を守りても、尚治癒せしやも計られす。 ない、要は一例證を以て多くの例に適用せんとするは感 の方がより早く治癒せしやも計られず、 も、此の患者は或は治癒期に近きものにて、 りて肉體及精神の働き減弱し、或は旺盛となり、 心出來ない。 して澤庵漬にて治癒せしや否や。 尙氏は後段に、 曖能なるものを認め、 殊に胃潰瘍の出血直後なりとせば如何、 疑問は一時にして盡き 又此の患者が胃 極言すれば、 其作用如 野師の食禁 換言す

意起せらる、異常なる細胞生活現象なり、而して此の異なり。何となれば、同文館發行醫學大辭書中、疾病の定は此の靈能所謂自然良能なるものを認めざるもの、一人は此の靈能所謂自然良能なるものを認めざるもの、一人 なり。何となれば、同文館發行醫學大辭書中、疾病の定なり。何となれば、同文館發行醫學大辭書中、疾病の定なり。何となれば、同文館發行醫學大辭書中、疾病の定なり。何となれば、同文館發行醫學大辭書中、疾病の定義的、其作用如何によりて內職と

到達す、 は、際定すべからざるなり、若し之れをしる療病上好都 此の場合に於ける減食は一の食禁療法にて、 合なりとせば、食禁療法と減食罰とは相等しとの結果に を來すは自明の理なり。尚此の場合に減食罰を執行せば 合の狀態を呈するも、永久的減食を行へば、身體の衰弱 無用となる、又胃腸に疾病あれば之れは胃腸病にして、 ると信ずるのである、 のであると。然らば普通の胃腸とは如何なる胃腸な ある。精神に及ぼす影響も亦同様で著しき效果を齎す れば治癒するものである。胃腸が健康になれば從つて脳 も健全となり、其他の機綱も新陳代謝も旺盛となるので て、普通の胃腸であれば健康となり、若し胃腸に疾病あ 吾人は普通の胃腸と健康の胃腸とは等しきものであ 未だ以て一時的たりとも好都合の狀態を呈 之れ吾人の首向し能はさる所なり 故に結局前述の理由によりて減食 一時的好都 すと

あらずして精神にありと信ず、此の精神に及ぼす 影響 私は減食制によりて第一に影響を受くるものは胃腸に

一大原因たるや明かなるも、執行中不快に日を送ること 減食罰は保健上有害なるものと信ず。減食罰を特に七日 來さしむることなきは吾人の深く信ずる所なり。 不當を叫び、自参自棄に陷るものさへ往々目撃する所な を及ぼす背酷なる機制と認めらるゝに於ておや、正木亮 以内と限定しあるも又有害なる證明なり。依りて其の廢 とは療病上必要なる心身の安靜を害し、決して良結果を 出現を望む、尚減食罰に於ける體重減少は食量の減少し 氏の懲罰研究中減食の項参照)。願くば之に代る懲罰法の 止を望むや切なり、況んや滅食罰は笞罰以上に身體に害 に大に異り、健康狀態によりて滅食の要不要に拘らず、 に減食制と減食療法とは形式に於て相似たるも、 化液の分泌充分ならず。運動不足と相待ちて攝取せる食 ち亦見逃すべからざる原因なり。即ち精神不快なれば**消** 斯くの如く患者に不快なる懲罰觀念を懐かしむると 恰も受刑當時の如き精神狀態にて、甚だしきは其の 氏の承認せらる」が如く決して良好なるものにあら 要する

> 從なる所以なり。 従食罰の精神上に及ぼす影響が主にして、胃腸の影響は物の消化吸收全からざるは又自明の理なればなり、之れ

参考とするに足る、敢て同考の士に訴へ高教を仰ぐ。其の一人平均體重減少は三百一匁を算す、少數例なるも八ケ月間に減食罰の執行を受けたるもの百二十一名あり八ケ月間に減食罰の執行を受けたるもの百二十一名あり

#### 植物と歐層

-(40)-

ので其の業内に於る作用機關に起因するものである。 オファスカー リナるから感覺があるのだと云はれてゐる植物は、大 例へば、一寸觸れると葉や花冠が閉ぢたり巻きとんだ 例へば、一寸觸れると葉や花冠が閉ぢたり巻きとんだ 例へば、一寸觸れると葉や花冠が閉ぢたり巻きとんだ りと云ふ言葉に當はまるだらうか、氏は疑問とすると なと云ふ事は明白であるが、一般に言はれてゐる感覺 いては否定的であるが、一般に言はれてゐる感覺 いと云ふ言葉に當はまるだらうか、氏は疑問とすると のと云ふ言葉に當はまるだらうか、氏は疑問とすると のと云ふ言葉に當はまるだらうか、氏は疑問とすると のと云ふ言葉に當はまるだらうか、氏は疑問とすると のと云ふ言葉に當はまるだらうか、氏は疑問とすると のと云ふ言葉に當はまるだらうか、氏は疑問とすると のと云ふ言葉に當はまるだらうか、氏は疑問とかと のと云ふ言葉に當はまるだらうか、氏は疑問とすると のであるが、一般に言れてゐる感覚 いては否定的であるが、一般に言れてゐる感覚 いては不足が見ると

# 少年受刑者の教育と再犯

### 、少年受刑者の教育

## 中島卯太郎

あるか其一端を述べてみたい。

である、今當所に收容したる少年受刑者に赴て其教育程を込みら間に合はねとて出されました、一錢二錢の通帳が護めねかと塞公友達に笑はれ夫れが残念で八百屋を飛出しました、とは數月前收容した、少年受刑者の涙ながらの告白であつた、共真僞は別問題として何と云ふ奇らの告白であつた、共真僞は別問題として何と云ふ奇らの告白であつましよう、尋常小學校を六ケ年とし義務教育年限を延長せんとするの今日假名文字をも書き得ねと言ふに至つては沙汰の限りである、斯様な暗黒面に生育した子女は勢ひ社會の落伍者たることは冤がれ得ないのした子女は勢ひ社會の落伍者たることは冤がれ得ないの一受刑者の告白によると私は字を知らね爲め絞り屋の上た子女は勢ひ社會の落伍者たることは冤が礼得ないの一受刑者の告白によると私は字を知らね爲め絞り屋の上を子女は勢ひ社會の存在者たることは冤が見る。

### 少年收容者の教育程度

家庭素単ノ公メ	父母教育ヲ顧ス	家貧ナルガ偽メ		同上中	ât	中學半途	高等小學	同 六年	月 五年	同四年	三年	二年 二年	等常一年	不飲學	対の関いを対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対
15	_	79	八大	不就	九八	=		=	=	Ξ	ō	1	*	t	八大正正
中更	-		九大年正	學者の理力	四八	M	7	110	Ξ	10	九	t	10	ī	九大年正
服者	-	*	十大年正	ф	七六	対し	110	0	*	5	0	0	九	九	十大 年正
の数	_	_	十大	の後	8	1	11		九	-	=	-		£	十大 午正
で自る		Ī	十大二年正	TO STATE	八六	=	5	10	t	0	11	九	=	- 11	十大 二 年正
		t ==	計	100 mm	五〇八	10	六五	101	五四	£	大三	大五	三大	五三	at

のとし家庭業亂之に亞げり、又以て彼等の智識の程度を 変として、如何にせば彼等を教ゆるに適當であつて效果 を致すの必要があり又義務がある、唯具体的に實際を土 を發揮することが出來るであらうかと言ふ事である、これは頗る難義な問題である。現在刑務所で實施して居るれは頗る難義な問題である。現在刑務所で實施して居るれは頗る難義な問題である。現在刑務所で實施して居るであれて連れて連る。現在刑務所で實施して居るが負して居るのであるが頗る物足らない感じがする、大 教授して居るのであるが頗る物足らない感じがする、大 教授して居るのであるが頗る物足らない感じがする、大

-(48)-

るに、家貧なるか又は父母教養を顧みざる者を主なると一割強に至りては驚くの外はない、其不就學の理由を見終了したる者は僅かに一割四分强である、殊に不就學の

右に依るときは義務教育を終らさる

幼時ョリ浮浪ノ伐メ

は誰にでも起る所であると思ふ。
とは言ふを俟たないが、併し先づ左の様な平凡な疑問ない、刑罰執行と謂ふ大きな重大目的を前提として居る

刑務所では一定の刑期があつて常に之れに支配せら一、小學校は義務教育として六ケ年を强要して居るが、

三、将來大學迄も進むべき 者 を 教育する小學校と同様のなる教科目とするの必要があるかどうか。

四、刑事責任年齢に達したる所謂算齢十五歳以上の者で四、刑事責任年齢に達したる所謂算齢十五歳以上の者で出事に長けて居るから「ハト、マメ、マス、ニイサンガヱヲカイテイマス」等では徒らに惰氣を催すに

五、邪智に長けた者が大部分を占めて居るから小學校の 徳育科目で滿足する事が出來るかどうか。 徳育科目で滿足する事が出來るかどうか。

考慮の一つに加へなければなるまい。
するけれど、刑務所では當然此點が無いから之れもするかどうか。

で卑見を以てすれば、の特別事情の存することを現上の外擧げ來らば蓋し種々の特別事情の存するか。の即ち長期は比較的長き刑期を有するからである、そと知上の外擧げ來らば蓋し種々の特別事情の存することを以上の外擧げ來らば蓋し種々の特別事情の存することを

-(43)-

が残つて居るから三年分を二年にて終了せしむると を要する。 めには科目を取捨選擇して實用的のものとなすの用意 に依るか又は成年處遇に轉するも差支へあるまい、夫 教科目の限定と教科書の選擇と教師の努力とを必要と 年を二年で修めさせる考察否教案を要する、之れには と、若し尋常一年であるならば四年を存するから此四 進ませ得る三個の編成を必要とする。元より之れが含 れ故に尠くとも一年二年三年間位の三個別の速成教科 教育を終つた學力の者の如きは補習としての教育時間 する、故に其反對に刑期二年であつて收容時既に義務 學力が尋常三年であるとすれば尚三年の義務教育期間 土豪として學力に應する方法例へば刑期二年であつて 可動編成とか理屈めいた事は別として、先づ其刑期を 香と教案を準備し之れに依りて義務教育六ケ年程度に 學級編成を考ふべきであると思ふ、而し固定編成とか

第二間は第四間と相關聯し教科書の選定と教師の努力を

する必要がある。を避け又は生活に縁遠いものを取除きて題材を選びを避け又は生活に縁遠いものを取除きて題材を選び短第三間は申す迄もなく、實際生活を中心とし、學理議論必要とする。

徳性涵養を殿にし、同時に社會的にも充分なる理解を第五間は徳育科目を純眞なるものとし多方面より蒐集し第四間は第二間と同様に考ふべきものと思ふ。

第六、七、八、間は修身科其他に於て職員の努力を必要第六、七、八、間は修身科其他に於て職員の努力を必要與へ得る樣教科書の選定を必要とする。

のもの二年三年のもの又は學力等常一年のもの二年三年較的可能な卑近な問題に止めた譯である、要は刑期一年不能の空論に了つてはならぬと思はるゝが故に實行上比不能の空論に了つてはならぬと思はるゝが故に實行上比不能の空論に了つてはならぬと思はるゝが故に實行上比不能の空論に了つてはならぬと思はるゝが故に實行上比不能の差論にある。

四年の者に對し夫々適當に堕悔して、刑期終了迄には小四年の者に對し夫々適當に堕悔して、刑期終了迄には小四年の者に對し夫々適當に堕悔して、刑期終了迄には小四年の者に對し夫々適當に堕悔して、刑期終了迄には小

### 釋放時に於ける教育程度

得るであらうと思ふっ に於て五割七分强を示して居る、以て這邊の消息を窺ひ 以上に依りて尋常三年以下に於て二割六分强同五年以下 大正十二年 大正十一年 大正 大正 大正十年 九年 八年 一年二年三年四年五年 仌 5 = 芫 2 六年 小學等 3 ス <del>=</del> 一四大 7. 5 IN. 1 10 六 = 14 101 ᅙ

# 二、少年受刑者と再犯

再犯の強防と言ふ事は行刑上よりするときは所謂特別

ないであって一般ないの效果となるのである。社會政策を有し之が再犯防遏も亦格別なる影響の存するを以意義を有し之が再犯防遏も亦格別なる影響の存するを以来しい時期は何時であるから言なり重大問題である、殊に少年の行刑は特別なるを認定の注意を挑はなければなるまい。元來人間の一番業しい時期は何時であるかと言ふならば青少年の弱年期から感ぜらる」のである。 世代教皇に であらう、此間は質に天貞爛漫であって何も彼も希望に であらう、此間は質に天貞爛漫であって何も彼も希望に があった愉快な時である。 故に此間の一年は案外長い様であるに反し年齢三十歳を越へると今度は一年が次第に短 かく感ぜらる」のである。 社會政策

-( 45 )-

ある。故に此時代の犯罪は全く此査質に原因するとと多音績を欲し、眼前の變動に由り精神常に躍動して止まない、けれども社會上の經驗に乏しく思慮淺薄であるから往々其希求に向つて盲目的に邁進し他を顧みないもので往々其希求に向つて盲目的に邁進し他を顧みないものでは々其希求に向つて盲目的に邁進し他を顧みないものでは々其希求に向って盲目的に邁進し他を顧みないもので

來たものであるとの見解は如何はしいと思ふ。 り長き未來を有する者であるから之を保護する爲めに出 か。少年法が單に第二の國民であり又國家有用の材であ ことである。 之れが少年法の生れた理由ではある まい

受刑するに至りたる再犯の者であるから、三犯以上の者 は縦令有つたとしても最早目的物体とはならないのであ 刑して釋放せられ、再び十八歳に滿たさる間に罪を犯し のは刑事責任年齢に達し、未だ十八歳に滿たさる間に受 大考察したいと思ふてゐる。但し此を考究せんとするも れと軌を同うせざるものであるから、之等の點に付て順 さて斯様な譯であつて少年の再犯豫防は勢ひ成年の夫

様にしたいのである。之を證する爲め再犯期間に就て當 は殿重なる監督の下に置き、漸次に社會に接近せしむる

所最近五ヶ年の統計を掲ぐれば、 少年の再犯豫防に就ては先づ釋放後少くとも六ケ月位

きを以て成年者の夫れと同様に考ふる事は元より無理な

少年受刑者の再犯期間

な處であつて注意を要すべきものと思ふ。 尚六月以内では全数の七割强である、 此點が少年に特異 年以上 右の通りで三月以内に再犯に陷つた者が五割强を占め 一月以內 月以內 以內 c 十大 0 十大二年正 = 0

釋放少年は父兄其他に迎へられて敬った其當座は何だ

めん。 指導したかは頗る興味ある問題であるが今は其一例に止 大事な期間に於て父兄其他が如何なる風に監督し保護し る、北點は特に留意すべきものであると思ふ、然るに此 たが、今再犯期間のことに及び思ひ半に過ぐるものがあ て、單に左様かと同意を表し注意を與へたに過ぎなかつ な悲しい様な、明るい様な暗い様な一種異様な精神狀態 にあると言ふ事は釋放者の多くから聞かされた所であつ か氣拔けがした様で又何だか物足らない様な。 嬉しい様

張り詰めたる氣分が一時に弛緩し放縱儒弱懶惰の性が顕 あるに拘はらず、突然の生活上の變化と此休養との爲め に躾られた良憤と之れが爲め心身共に緊張して居たので な誤りであると思ふ、折角刑務所で二年なり三年なり嚴 つたらよからう」と殆んど大部分が是である、之は非常 **生た規律の下に作業を課せられ放漫怠惰を許さず、十分** \*も手に就くまいから骨を休めて夫れからぼつ~ 取膳 「お前も隨分辛かつたであらう、まあ五日や十日は仕

> かにする爲め再犯時の境遇に就て其統計を揭ぐれば。 あるから注意すべきものである。而して之等の事情を明 断家を飛出すに至るのである、之は少年に特有の事實で して自棄すると同時に以前の浮浪生活を思ひ浮べ遂に無 如何にも腑甲斐なく、馬鹿らしく、物憂く、厭な氣持が を損傷せられて居る彼等は眞面目に仕事に取懸ることが を擡げ、寧ろ受刑前に比し强度の刺戟を受け旣に名譽心

### 再犯少年犯罪時の境遇

ある。	め、前の六月以内	右の通りであつて浮浪中	ET	桴浪中の者	保護會に在りし者	活中の者	公中の	庭に在	
	の再	て浮	Ξ		=	-	1	-	入大
-	犯者動	浪中に	0	九	1	1	-	1	九大
100	の再犯者數と偶然相一	在り	Д	*	1	4	=	1	十大
1	松相一致-	し者實に	ō	t	1	16		-	<del>*</del> 大 年正
	致したのも妙で	七割强	ī	Ŧ	-	=	0.00	7.50	<del></del> 土大
ZI	がで	を占	五八	29	=	4	*	-	*

ものと思ふから再犯時の犯由に就ての統計を揚ぐれば。 け出で、浮浪徘徊し、遂には衣食に窮し若くは誘惑に漕 主なるものとし或は田舎の無聊寂寞に堪へず無謀にも父 ならね、そこで又之れも監督上承知し置くべき必要ある あらうが、監督保護の不十分を表明するものと謂はねば 第であつて畢竟其放縦懦弱の性未だ矯正せられざる點も 犯罪渦中に投するに至つたのである、實に寒心すべき水 ひ又は得意の不良手段に訴へて然望の滿足を得んとして 保護會や奉公先の羈絆を脱して自由の行動を爲さんと脱 母若くは其他の保護者を棄てゝ無斷都會に飛出し、又は た者のみであつて、前に言へるが如く自暴自棄の結果を 浮浪中と稀するものゝ實は自ら求めて浮浪生活に入つ 再犯少年の犯由

. 2	*	
37	t	入大 年正
1	t	九大年正
- N	=	十大年正
文二	1 1 2 m	土大
= =		土大年正
<b>1</b>	-	Ħ
九大	0	0,1

此點も亦注意すべきものであるから其計表を事ぐれ 足を得んとする場合は特に盲目的行動に出づるは事例に はカフェーや貸座敷である少年が異性を解し本能慾の満 まないものである。元より奇績を好み變化に喝来する沓 は殆んど活動寫真であつて彼等の嗜好として渴望して止 達し滿足を求め得らる」から其犯罪は殆んど窃盗である る事情である、而して犯由の總では金錢を以て其目的を 乏しくない、食慾は間食と買喰である之亦少年に特別な 質の然らしむる處であるから意を致さねばならぬ、 右の通りで誤樂を第一とし大は遊蕩食慾である、 Ξ 0 0 t

-(48)-

言ふことが親はる」のである、而し一概に窃盗と謂つて とで特別豫防竝に釋放後の監督困難なるは窃盗であると た者であるとの私語を耳にし念激し放火を爲して釋放後 僅かに三月目に再び受刑の身となった變質者である、そ 人二三人が集まりて通行中の本人を指し刑務所から仮つ ものは一人あるのみである、而も此毀棄一人は近隣の婦 窃盗で無いものは僅かに四人であり前犯罪が窃盗で無い であるもの質に九割三分である、と言ふよりは再犯罪が 右の通りであつて前犯罪は窃盗であつて再犯罪亦窃答 再犯少年の前罪質と再犯罪質 = = 0 九大 十大年正 0 t 五 at 五四 出來る。

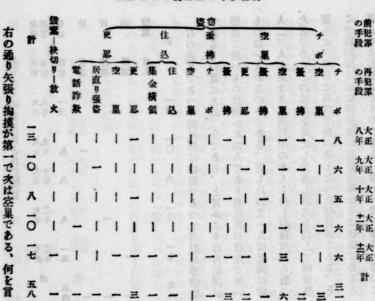
ぼ如上の様なものであることは左表に依りて知ることが 箱乘、更忍、等の順である。再犯に陥り易きものも亦卑 足るものがあり、其手段單調であるから少年の最も得意 とする處である。之に亞ぐは空巢、攝拂、住込、板場、 件ふも奇績を擧げ得る點に於て好奇心を滿足せしむるに 等の物を人の虚に乗じて掏り取るのであつて一面危險を 賣デー、等に於て他人のポケツト、 袂又は懐中、帶の間 る、掏摸は言ふ迄もなく諸興行場(特に活動寫眞館内) はれる関係上もあつて他の地方とは同一に見る譯には行 雑踏の街衢及市場電車內及其乘降時、祭典、歳の市、安 ある。先づ第一は掏摸である、之は大阪を中心として行 思慮單調であるから工夫考慮を要する手段は極めて稀で も共手段方法に至りては多種多様である、けれど少年に 田舎の少年受刑者には空巢が多いのと同じ理であ

再犯少年の犯罪の手段

に区別県行して居る事は明

0

あさしとてせけばあふるい川水の



よても前犯罪の手段を再犯罪に反覆累行して居る事は明かで此點が改善容易でない苦心の存する處であるから、十分用意する所が無くてはならね。 中受刑して當所に收容せられたる者に就て調査したもの中受刑して當所に收容せられたる者に就て調査したもの中受刑して當所に收容せられたる者に就て調査したもの中受刑して當所に收容せられたる者に就て調査したもの中であるから、之を以て一般を類推する譯には行き難い點

### 煙草の害は何によるか

いたいのである。

情て、その喫煙の害に付いては、世人多く之をニコ用しない方針にしてゐると報道される。 用しない方針にしてゐると報道される。 喫煙者の能率は至極よろしくないといふので、近頃

の主役はこの二者によつて演ぜられるといふ。としニコチンも亦典つて力あるはいふまでもないが、そ炭素と青酸加里の害務によると云はれ出してゐる。但

### **資料**

皇は仰せら

at o

天皇御製蓮解

治

## 橋田東

ま図も明治維新までは武門又は豪族の封建政治であったくて、民も亦之にあづかるのである。これが昔の封建なって、民も亦之にあづかるのである。これが昔の封建なくて、民も亦之にあづかるのである。これが昔の封建なくて、民も亦之にあづかるのである。これが昔の封建なくて、民も亦之にあづかるのである。これが昔の封建政治では、民も亦之にあづかるのである。これが昔の封建政治の東省政治と今日の立憲政治との異る所である。

て各その所を得せしむることが天下を治むる眞諦であるとは出來ない。せけば流るゝ川水の如きである。民をし

ても無理は通らぬ。自然に反しては事が行へない。いや

無智な、

衆庶の心と雖も徒に抑壓し、束縛すると

、堰けば溢れ、決すれば又流れる。小さい流れに向つ川の水は、よしそれが里川の小さなせゝらぎであつて

というや民のこいろなるらむ

-( 51 )-

-( 50 )-

つた。すでに明治元年三月十四日明治天皇が百官諸侯を 公議奥論を採用する所の、所謂立憲政治が行はる」に至

四方の海みなはらからとおもふ世に

0

など波風のたちさわぐらむ

率わて紫震殿に臨御し天地神明を祭つて、五ケ條の御警

文を發せられたが、その冒頭に

廣ク會議ヲ與シ萬機公論ニ決スベ

と仰せられてある。廣く會議を興しすべて公論による

兄弟也と古聖賢もいつてをる。然るに、國々の歴史には とも皆兄弟である。兄弟であらねばならね。四海の内皆

よしその國籍がちがひ、皮膚の色を異にする

合には、殆んど戦争の連續でさへある。これは悲しむべ 戦争の記錄が古來より有るあるばかりか、歷史は或る場

- 52 )-

たが維新の大業が成就すると共に、統治の大權は天皇の

親裁に歸した。而して一方に於ては帝國議會を設けて、

ならぬ。

大官國士先覺に對して、常に深甚の感謝を捧げなければ

冠絶せる所以にして、 同時にわが大和民族の美しき國民

でない。

なし、靜かなる國民を煽動してゐる。併しかくの如きは

人々は之を以て早くも日米戦争の端であるかの如き説を ことから米國との間に問題を生じてゐる。かるはづみの

短見者流のえせ愛國論である、吾々はみだりに戦ふべき

これは今、吾れ人共にいふ所の世界平和と人類愛の高 よものうみみな同胞とおもふと明治天皇は仰せられた け得らるゝ限り避くべきものである。今、日本は移民の き人類の禍害である。戰爭がよいといふ理屈はない。避

性の發揮せられたものに外ならない。吾々は之を誇つて

ある。けれどもこの革命は外國の歴史に屢見える所の暴

擧と流血の結果に成るものでなくして、畏くも上御一人

の御心に發せられたものである。これが我國體の萬國に

ラックに細き煙を立てゝゐる東京のまづしい市民である を拜するにつけても、氣の毒なのは大地震に合つて、パ る。今の東京のバラック町を御覽になるならば、天皇は

併しこれは震災前の町家を御覽になつての 御製で あ

が有り難く拜せらる」。

も字句の解を要しない平易な言葉の上に、美しい大御心 際なぞに御覽ぜられて、あはれみ給ふたのである。少し

いかに御心をなやまし給ふたことであらうか。昔の御製

で、せつせと家業にいそしんでをる市民の上を、行幸の 下町なぞの、町家櫛比し、戸口も窓もせばく小さな宝

のバラックが上野公園にある。不忍池畔にある。日比谷

たまたまそこを通つて、

とのパラツクの家

をも加へて、講義風にかたく成らんとする叙述の筆をや 國民の道徳を說くにあるのであるが、時折、斯様な御襲

わらげて行くことにしたいとおもふ。讀者之を諒せられ

よ。(東京大森に於て)

これについて言葉を費すのは、國民の道德を說くためで

この歌は右にいへる如く、寫生の叙事歌にして、

面に斯うした詩的な一面があるかとおもふと吾々は恐れ

が、併し拜唱すると中々深い味を湛へてをる。あの武勇

**陽目の景情をごくかろく、あつさりと寫生した歌である** 

傳中の英雄豪傑とも拜せらる」卓磊不羈な明治天皇の一

-( 53 )-

い風が吹いて來る。

やうに聞えて來る。そして初秋のさわやかながら、 くれから哀調をおびたひぐらしの聲が、ものを思はする があかるかと森の木に照りつけてをる。と、そこの木が 日脚の早い秋の日が西の空に落ちんとして、などりの光

多き事ながら、涙ぐましいやうな氣になる。

ないことは申すまでもない。本篇の主旨は御製を通じて

災後一年をすぎた今日、今尚住むに所なき氣毒な人々

並を見る時、 公園にある。

0

私は同情の心禁じ得さるものがある。

よいけれども同時に身命をすてゝ國事に奔走した當時の

唱である。

實に质大無邊、畏くも有難い御心ではないか

ゆふづく日かげらふ社の木がくれに

ひぐらし鳴きて秋風ぞふく

たちついく市の家居は暑からか

風の吹き入る窓せばくして いっ

べしといふは即ち民をして一囘の政治に参興せしめ給ふ

御み心である。從來の封建政治を根本から覆したもので

あつて、卒直にいへば維新の大業は我國の政治の革命で

#### -

受刑者の處遇は其の人を知るに在る。其の人を知るに は其の性格、其の犯罪原因を研究しなければならぬ。吾 は其の性格、其の犯罪原因を研究しなければならぬ。吾 は其の性格、其の犯罪原因を研究しなければならぬ。吾

そうと思ふ。 物訓を爲すべきか、如何なる改善を爲すべきかを攻究し教訓を爲すべきか、如何なる改善を爲すべきかを攻究しを多して如何なる

# たせに(日)られて、あは此み給ふたのである。

人類の文化の進むに従つて慾望の数量、性質が漸次増加するけれども、必要を超過する慾望のためにする消費とは有害不徳である。奢侈は吝嗇、貪婪、浪費と共に非經加するけれども、必要を超過する慾望のためにする消費

一、奢侈は消費を盛にして生産を奨励するからして商工売工が莫大の消費を爲すは人民に慈善を施すものである帝王が莫大の消費を爲すは人民に慈善を施すものである帝王が莫大の消費を爲すは人民に慈善を施すものである。 と云ひ、「モンテスキュー」は富豪が若し其の費用を減少されば貧困者は其の活路を失ふと云はれた。奢侈品の無用を供給するために一時生産が盛になるけれども永く糟削を供給するために一時生産が盛になるけれども永く糟削を供給するために一時生産が盛になるけれども永く糟削しない。資本、勞力の大部分を如此生産に使用して一般民衆の必要品の生産に就いては資本、勞力の缺乏を來費にない。

三、奢侈は高貴の勞力を維持し、技術を進步させると云起済に害を與へないと云ふ説がある。資本、勞力を無益に着眼するのは失當である。

-( 54 )-

産を犠牲に供する結果を招来するからして排斥しなけれる。高貴の勞力を保存したり、工藝美術を進步な説がある。高貴の勞力を保存したり、工藝美術を進步を記がある。高貴の勞力を保存したり、工藝美術を進步

#### ばならぬ。

著侈に關して歐洲に於ける經濟學者の傾向は下の如くである。「凡そ社會に存在する財貨は甚だ僅少にして人類を部の生存欲求を充たすに足らない。人類の生産力は自全館の全存欲求を充たすに足らない。人類の生産力は自全産に全力を盡して生産分量を増加するを要する。若し生産に全力を盡して生産分量を増加するを要する。若し少数の資本家の需用に應する生産に從事せしむるもので少数の資本家の需用に應する生産に從事せしむるもので少数の資本家の需用に應する生産に從事せしむるもので少数の資本家の需用に應する生産に從事せしむるもので少数の資本家の需用に應する生産に從事せしむるもので

#### =

の消費が無益の消費であつてさうしてそれが原因となって利力を使用するを奢侈と認めたが今日はさうではな人が絹布を使用するを奢侈と認めたが今日はさうではな人が絹布を使用するを奢侈と認めたが今日はさうではな人の進展に伴つて其の範圍を縮少する。例へば昔は町状の如何、時代の如何、階級の如何に依つて異なり、又状の如何、時代の如何、階級の如何に依つて異なり、又

浪費の觀念を明にして置きたいと思ふ。ないと信する。茲に二三經濟學者の所說を擧げて奢侈、ないと信する。茲に二三經濟學者の所說を擧げて奢侈、

にあらさるも無益なる場合に於ては浪費と云はなければならさるとが出来ないこともある。消費するところ敢て過大い。多費必ずしも奢侈にあらず、其の人に依り過分と云とが出来ないこともある。消費するところ敢て過大い。多費必ずしも奢侈にあらず、其の人に依り過分と云とが出来ないこともある。消費するところ敢て過大いあらさるも無益なる場合に於て有限なる。多費必ずしも奢侈にあらず、其の人に依り過分と云ふことが出来ないこともある。消費するところ敢て過大いあらさるも無益なる場合に於ては浪費と云はなければなる。多費必ずしも奢侈にあらず、其の人に依り過分と云ふことが出来ないこともある。消費するところ敢て過大いあらざるも無益なる場合に於ては浪費と云はなければにあらざるも無益なる場合に於ては浪費と云はなければにあらざるも無益なる場合に於ては浪費と云はなければにあらざるも無益なる場合に於ては浪費と云はなければなる。

排斥しなければならね。

#### 

ばならないところの奢侈と云はねばならね。 手段である。現代經濟組織に於ては寬大に批判しなけれ は生活狀態であるから、競ふて共の表現方法を取るので 者たることの表現である。而して金銭の多少を知る近道 なければならないものがある。彼の門戶を張り、美服を 着し、自動車に乗るが如きは營業上成功の象徴にして侵 一、自由競爭を是認する以上は競爭の手段として寬恕し 即ち奢侈的生活が營業廣告の一方法にして營利の

二、彼の歐洲大戦中に交戦國が軍需品製造のため奢侈品 中止すると云ふことにしたい一奢侈品の生産制限をする て民衆の必需品を製造するため奢侈品を製作することを の製造を中止したことがあつた。それと同一の筆法を以 と同時に奢侈品販賣にも制限を加へなければならね。之 れを直接に制限しないで民衆の必需品製造者や其の従業

> 者其の資本家を特別に保護して間接に奢侈品製造販賣を ないから其の禁遏は甚だ至難である。 制限するのが最も策の得たるものであらうと思ふ。 此の方策が行はれない以上は結局各自の道義心に依る外

接受買することに依るか又は國家公共團體が消費者に販 即ち廣告と「註文取り」である。生産者から消費者に直 三、賣買方法の不備も亦多くの浪費を生ずるのである。 費を伴ふことになるから其の改善を聞らなければ なら る。現今の如く競爭を基調とする賣買制度には多くの浪 賣すれば營業廣告「註文取り」の資本、勞働は無用にな ね。さもなければ浪費を除去することは出來ない。

-( 56 )-

である。 爲に多大の資本を消費するからして浪費であると云ふの 法である。暴利取締令を以て臨まねばならないやうな行 る。彼の買占、賣惜の如きは人工的に物價を釣上げる方 や大なる資本を投下することが浪費なりとの結論が生す 四、投機取引は人爲を以て相場の變動を生ぜしむること

#### 3

ら、慎重に考慮しなければならね。 は順應活動を阻止して活氣を失はしむる處れがあるか の源泉となる。故に甚しき禁慾主義若くは極端なる制限 分量の多大から性質の良好に移る。而して吾人の本能の ら文化的然望に進み、個人的然望から社會的然望に變じ、 は吾人の本能から生するものであつて、肉體的欲望から 一である周圍の狀況に順應して行く所謂順應然望は活動 精神的慾望に、現在慾望から未來慾望に、生存的慾望か 文化の進展と慾望の擴大とは因果の關係がある。慾望

故に「ローマ」を滅ぼしたものは「ローマ」人であると る。古昔「ローマ」は奢侈、浪費に因つて滅びた。それ 云はねばならぬ。 浪費は國を亡ぼし、家を失ひ、身を誤る基であ

大に批判すべきか、嚴格に評價すべきか、深く思ひを鼓 要するに受刑者の處遇は受刑者其の人の奢侈、浪費は寛

3

学心体の助を残器板れ

凡そ人は十人十色であつて長短あり、巧拙あり、其の何 稿を改めて別の機會に詳論したいと思ふ。(寺崎生) ばならぬ。奢侈の流行に関して論ずべきものがある。が、 も寛容の心を以て心情を察し、同情を以て觀察しなけれ の如く其の考も異なる。故に其の行動を批評する場合に に致して其の断案を誤らないやうにしなければならぬ。

### 休養患者の教誨

### 笠

始めて行刑が活動せられ其の效果が顯はれるもので あ が、行刑の成績上大に關係する處で一身同體となつて、 刑の目的であると思はれる、此の四つの機關の運用如何 礎を鞏固たらしめ、社會有用の材を養成せしむるが、 である、此等機關の圓滑なる運用に依て、良民生活の基 作業、拘禁、保健、教誨は收容者に對する行刑の要論

3 目的を迅速に達成せしむることが教誨師の尊き 務で あ ちその運用を圓滑にし、患者の心情を氣持好くし治療の 慰安の方法に就ては、教誨師は常に醫務戒護と協調を保 に同情すべきものである、此等收容者に對する教誨殊に 病舎に收容せられ樂餌に親しむ休養患者の身の上は、大 るが教誨の本旨である、然るに不幸にして、疾病のため の目的を圓滿に達成せしめ、收容者の性情を淨化せしむ 刑といふも、社會生活に馴致せしむる手段である、此等 社會生活の安定を得せしむる爲めである、教育主義の行

治療方法等を詳知し置き、個人的に處遇すべきは勿論で つ明くして心持好く美的趣味を感ぜしめ、家族的に動作 あるが、一般的には拘束を可成緩和し居室は清潔に、且 の性向經歷平素の言動を始め、病狀に就て常に主治醫の 休養患者の慰安の方法として私の希望する案は、患者

> ば次の様である。 せしむることが最も大切である、今心付の點を列撃すれ

牧容者の身體生命の保全といふも、作業訓練といふも、

- 一、居房適當の場所に草花等の植木鉢、又は生花造花の瓶を備 へ、寝台に横臥しながらも賞玩せしむること。
- 二、書画帖又は額或は掛物を居房に掲け、風雅な心持を起さし むること、但し本人領置の品あれば假下のこと。
- 三、天毎晴朗の時は屋外に於て隨意運動、又は遊歩せしむると 日本は 中田 日本屋子
- 五、 四、草花樹木の栽培を任せ、庭園の趣味を返知せしむることの 質智を養成せしむること。 病舎周圍の空地を利用して蔬菜の培養を爲さしめ、農園の
- むるとと。 蓄音器又は音樂を催し無聊を慰め、且つ無我の境に入らし
- 七、通信又は接見の度を増し、親族知已をして慰安せしむると
- 八、職員は務めて居房を訪問し、親族に代て親切に言葉を交は +220
- 九、重態危篤の場合は、法規に據は勿論なれども、本人の希望 を容れ可成職〈果物等の暗好品を給臭することの

# 十、危篤の場合本人の希望あれば、縁故ある教容者を面接せし

# め、本人を滿足せしむる途を開くことっ

0

ば、大略次の如き場合であらうと思はれる。 の實感を基礎として有效なりと思はる」ものを列撃すれ 教誨の時機方法は一定すべきものではないが、收容者

- 一、病舎収容時及び生病時には、必らず適常な方法に依て慰安 数謝を爲すことの
- 二、毎日一度は居房を訪問し慰安の言葉をかけ、必要に應じ室 Ξ 書信又は接見時には居房又は其他に於て、親族の安心する 内に入り親しく身体の狀態を視察して教部することの 様教誨すること。
- として藝術味のある教誨を爲すことの 病氣軽快の時又は屋外運動の場合は、集合又は個人的に主

0

- 六、本人希望に依て念珠等を貸與し、神佛の加護を念ぜしむる 五、 ととも数海の一助である。 教誨補助として平易にして面白味のある書籍を特選して貸 與し、時には朗讀して彼等の心機轉換の機會を作ることの
- t 論、保護會其他救護機關へ交渉し、釋放後治療の道を講じ 病合より直に釋放する場合は、親族知已を呼出引渡すは勿 教誨を徹底せしむることの

今までの教徒にも以間に事ばかり関くことと思へ成其

に関かされる様になってから

な気になり

- 八、重病と診定せられた場合は、枕元に赴き宗教教誨を施し、 本人の意志を聴取り思ひ遺すことなき中を確め充分世話を
- 九、親族知已に於て引取り執行停止の場合は、親族の看護治療 に依て徐命を完ふする楼祈念し、門前まで見送り丁寧に世 話すること。
- 生命危篤なるも引取なき場合は、保護會又は救護機關に交 渉依頼し、可成社會に於て餘生を送らしむる様、独規の運 用を圓滑ならしむることの

仰がんことを切望する次第であります。 先輩同僚各位の御叱正を請ひ、且つ御懇篤なる御指導を くして行ひ難きも、平素より思考し居る一端を申述べて 講するが時代順應の處遇であらうと思ふ、是れは言ふべ ひ、世間の誤解を招かず、患者の全治を企て其の良果を 以上は人生愛の根本精神に立脚して行刑の本 旨 に 副

## 藤木氏の説に反對

是 澤 悟

計もある様思はれます。
計りましたが、一歩翻て考ふれば甚大なる教化用となるありましたが、一歩翻て考ふれば甚大なる教化用となるするは何等教化用にならず、一層悪化する様な御意見でするは何等教化用にならず、一層悪化する様な御意見で

れてゐました。
にの考へは蓄音機は全然社會に於ける純然たる一ツの氏の考へは蓄音機は全然社會に於ける純然たる一ツの氏の考へは蓄音機は全然社會に於ける純然たる一ツの氏の考へは蓄音機は全然社會に於ける純然たる一ツの

に影ずるものも毎日同じものばかりで單調であります。にしむ居房の鎖鑰之音、の外は他に聞くものはなく、目は作業機械の音、役人のサーベルの音、靴音のみ朝夕身

聞ける様になりました。

動語日を指折敷へて待つ様になり、亦教誨も耳新らしく教誨に出席するのも何んだか心が進まない様な気になり、教誨に出席するのも何んだか心が進まない様な気になり、なりないである。

まりも一層新しい音譜を使用致す事が出來ようと思はれ識の様な物を製作せば只今迄に使用致して居る様な音譜譜の様な物を製作せば只今迄に使用致して居る様な音譜

### 死刑に關して

むる様、法規の選

(再び死刑を論ず)

Capital punishment again.

藤井鄉三

vania)刑務協會 代表委員會 委員六十名の意見は區々に死刑廢止問題に對するペンシイルヴアニア(Pennsyl-

母れて居る。本論は正に穗での良民 (good (sic) people) が死刑に賛成せないこと及此の刑務雑誌の本間に關するいたが死刑に賛成せないこと及此の刑務雑誌の本間に関するを可決するであらう。二三の通信員は此の問題に對するを可決するであらう。二三の通信員は此の問題に對するを可決するであらう。二三の通信員は此の問題に對するを可決するであらう。二三の通信員は此の問題に對するを可決するであらう。二三の通信員は此の問題に對するを可決するであらう。二三の通信員は此の問題に對するを可決するであらう。二三の通信員は此の問題に對するを可決するである。

形は見當らず又仁慈を勸めしイエスが人を死刑に處すないと言つて居る。 マグルダー (Magruder) 氏は新約全書中には左樣な刑

T

K

であると述べて居る。若しも斯くの如き犯罪者に對し人火刑が犯罪に對する適當な制裁として考へられるならば火刑が犯罪に對する適當な制裁として考へられるならば氏は又若しも斬首或は他の形式による死刑即ち絞首や

々を死刑に處する事が正當であるならば何故社會の脅威へを死刑に處する事が正當であるならば何故社會の脅威に於て持兇器の悪漢が彼を捕縛せんと努力しつゝあつたに於て持兇器の悪漢が彼を捕縛せんと努力しつゝあつたに於て持兇器の悪漢が彼を捕縛せんと努力しつゝあつた陰に弦のして之を 殺害せる 事實がある。スプラス衛祭官に發砲して之を 殺害せる 事實がある。スプラス衛息跡しつゝあつた警官に發砲して其の頸に貫通銃似を負はせたるの事質がある。けれども此の警官は恢復した。 古の兇漢は死刑の宣告を受け (goes to the chair) 他才の兇漢は死刑の宣告を受けた。二人共同様に有罪であ方は二十年の有期判決を受けた。二人共同様に有罪である。

被害者は恢復した。一方の强盗は死刑の宣告を受け他は被害者は恢復した。一方の强盗は死刑の宣告を受け他はを呼ばんとして居つた時に之れを刺したけれども後にを呼ばんとして居つた時に之れを刺したけれども後にを呼ばんとして居つた時に之れを刺したけれども後にを呼ばんとして居つた時に之れを刺したけれども後にを呼ばんとして居つた時に之れを刺したけれども後に

-( 61 )-

-(62 )-

殺人を犯すまでもなく期先を制して彼等を罰せよ。 かに社會に對する脅威である。或る人を殺すまで待つな。 常に準備して居るのである。彼等を除去せよ、彼等は確 のである。彼等は正義の守護者である吾人を殺害せんと Magruder) 氏は若しも如何なる罪人をも死刑に處する 事を発れんと正當に努めて居る吾人の生命を危くするも 等ブートレツガー (Bootlleggers) は彼等の犠牲となる も死刑を宣告し猶豫する所なく執行を爲すであらう。彼 爲をなす所のプートレツガー (Bootlleggers) に對して ことが正當であるとするならば常に武装して兇悪なる行 は勿論又二人共社會に對する脅威である。マグルダー 一定期間投獄の判裁を受けた。二人共同様に有罪である

マグルダー氏 (Magruder) は若しも社會が斷頭機(斬

處女を誘惑し 其の貞操を 汚すものに對しても 之を科せ

若しも誰れでも死刑に處するとするならば其の酷刑は

首臺 guillotine )の使用によつて矯正されるものである

提出せなかつた。彼女はクリスチャンであつた。決して 決が拘禁に減刑せられん事の願書を知事 (Governer)に 彼女は復讐の髯めに願書を提出しなかつたのではないの 然死刑を執行された。けれども其の未亡人は誇犯人の判 つた所の悪漢から忌ましくも殺害された。其の犯人は當 老年の爲め倚つて居つた其の子が唯其の動機は强盗であ に蘇生しない。私が知つて居るクリスチャンの未亡人が 見である。然し何人を死刑に處しても私の娘は最早永久 れ殺害者の自由を剝奪する事に就いては我が同胞と同意 爲めに私は復讐の希望を滿足する事は出來ない。私は彼

恨を晴らすであらう。然し氏は彼のイエスの山上の垂訓 られる事によつて其の本來の殘忍性を發揮し思ふ存分に は酷刑を適用し又彼等の判決文(writing)が證據付け **警たるの行爲に出するならば彼は殘忍な犯罪者に對して** されるべきものであると言ふ事を信じて居る。若しも復 氏は社會は保護せらるべきものである又犯罪者は監禁

τ

精選されると言ふ事を强く主張して居る。 ならば多くの悪漢は直ちに殺す事を得從つて社會は益人

劣の差なき程非常に兇悪な罪悪があるとの考を抱いて此 の考の下に死刑の可否に就き論及して居る。 とは稱する事の出來ない罪過で故意の殺人と比較して優 故意の殺人は實に恐るべき罪悪である。而も氏は殺人

く又何の咎めもないのである。 さしめた其の販賣者 (dispenser) に對しては何の罪もな うになつた。けれども夫れ等の人々の死亡及び零落をは 爲めに死し子供等は乞食となり或は州の保護を受くるよ は倒産し婦人等は狂人となり人々はアルコホル中毒症の 人を知つて居る。二三年内には左しも富裕であつた家々 昌して居る市街(thriving neighborhood)に開店した 彼はアルコホル飲料と言ふ形式の毒を販賣の爲めに繁

ば女の如く答へるであらう。即ち『クリスチャンとなる 忍にも殺害した者に對し如何なる處置を執るか」と問へ 若しもマグルダー氏 (Magrider) に『彼の一人娘を建

岡(hills Nazareth)に來た事を述べた。 と言つて居る。彼はシネイ山(M. Sinai)よりナザレの 刑法(Lynch law)は賛成すべきものではない又法律或 は其の他の方法によって制定された死刑の方法でもない しつ」も尚裏面には復讐的意思は捨てないのである。私 (馬太傳第五章)にて教導せられた原則を心の中に採用

ものであるか。 るか。彼の論點は基督教徒の理想と果して一致して居る 何れを採るべきか? 彼殺害人は社會に於ける脅威であ 吾人はマグルダー (Magruder) 氏の説に對して養否

reactionary group) の外一般に地理的に傳播して居る。 アニア (Pennsylvania) 等の保守的地方 necticut) ニューヨーク (New York)及びペンシイルヴ ユーセッツ (Massachusetts) コンネクチカット して來た。此の條項は バーモンド (Vermont) マサチ は又無期刑に處すべきやの権限を與へ居れる傾向が發達 『確かに裁判所及び陪審官をして死刑に處すべきや或 (the solid

-( 68 )-

#### ……犯 罪 0

アメリカに於ける最大稅目

十二倍である。 九二三年度のアメリカの全豫算額の三倍、同年度の國民の收入の は百億弗を下らないそうである。彼の日ふ所によれば此の額は一 に各人の懐中にかりつて來る避しべからざる費目なのである。デ るが、それどころかそれは收入税やパン代や靴代と同じく、 題額の二倍半、關稅及び國內稅の三倍以上で、海陸軍費の年額の オス氏の語る所によれば、犯罪が此のアメリカから微發する金額 トロイトで發行される「ビヂネス」 黠上で、エドワード・エチ・ス の收入の上に科せられる軽い一時的な負荷と考へてゐるようであ 費す價値のあるものと思ふ。多くの人は犯罪に對する費用を國家 觀察するのも亦興味のあることで、しかも確しかに我等の考慮を 道徳上から犯罪といふものを論じて來たが、然し玆に目を轉じて 海陸軍費よりも、警察費よりも、實に我が豫算中の如何なる項目 かを知つたものは殆んど眩暈を感するかもしれない。それは我が **帳簿掛が年度の終りに收支を檢するやらに、** よりも多額に上つてゐるのである。我等は從來屢々宗敎上並びに 年々犯罪が此のアメリカに蒙らせる損失の如何なる金額に上る 犯罪を損得の點から

スミス氏は日ふ。

題 見積られる所でアメリカの總收入を一年六十乃至七十ピリ

不斷國家の大事に注意を怠らない人々でも、犯罪を經濟上の問題 ことを十分知つてゐるものは、甚だ少ないのである。 として考慮したり又は犯罪が商業取引に對して大なる脅威となる れる譚である。然るに不思議にも此の驚くべき事實を面りに見て の總收入の六或は七分の一は直接又は間接に犯罪のために空費さ ヘビリランはアメリカの算法にて十億なり」とすれば、我性

-( 84 )-

秘密のそれとの競争は殆んど國家的の害毒を流してゐるの で あ ツ、リンネル、毛綾物、靴、手袋、並びに革、毛皮、レース、 男服、組糸類の其他食料品でさへも、此等の方面で正路の商業と 不正な運送人、積荷の拔取、列車かせぎ、はと場の海賊とか、其 る。夜盗、辻强盗、詐欺破産、普通の窃盗とか、不正直な使用人 賈商に賣るのである。雑貨、絹シャツ及び婦人服、絹製ワイシャ すのである。其處で故買犯者は此等の盗品を不正な又は善意の小 買犯並びにからいふ物品を處分する夫れそれ専門の始末屋に引渡 他数知れぬ犯罪階級は毎年五、六億弗に相當する物品を盛むで故 ならないものだといふことを観念してゐないものはない ので に通じてゐるもので、是非とも常住暗裏の人々と競争しなげれば 普通强盗の災を受ける方面で仕事をしてゐる此國の商人で事情

大板の場合にその盗品の卸値数の二 緒に前に挙げたあらゆる財命犯の手から大量の签品を買ふので、 此等の被貨売は、多くは金もあり 労力もある人々であるが、な

ある。質ひ取った其後の危险

十五パーセントを現金で支持ふので

市場で捌いて了らのである。 彼等は生涯一弗の價格のものでも正 る都市で捌けないものは他の都市の ので、アメリカの到處に侵入し、或 ある。彼等は單だ整品のみを取扱ふ 直な品物は買ったことはないので 階級で、ニューヨークには類る多し からいふ販賣人は立派に組織された 犯者が絶て引受けるのである。 をしょうとしてゐる商人を調べて管 て秘密の販賣人を残るのである。 放買犯者は市價以下で價格の協定

の信ずべき其筋から蒐集したもので イヤ、サンフランシスコ等の特殊的 「年間取引所、保險協會、 異信所、二 次に掲げる数字はスミス氏が此の シカゴ、フキラデルフ

7を取扱ふ信用詐欺勢から生ずる損失は英大なるので、取引所理 不正仲買店、土地賣買に騙する詐欺、並びに株式、公債及び先

と云はれてゐる。

此等の見積高がどういふ風に計算されたかを示すために、

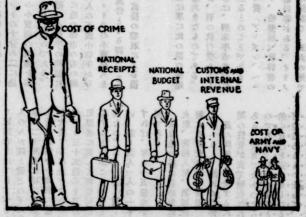
テッド、アドベータイロング、クラブのスミス氏は三十億に上る 本長クロムウェル氏は一年の映顔を十億形と見積り、ア 数字を示した。揖夫の年額を二十億

二千五百萬弗とし、盗難高を五億二 千五百萬弗と見積つた。 ヨイス氏は毎年の私消金銭高を一億 カンパニーン重役委員會の委員長デ 私消に関する保険合社へシュアティ に見たならば確かだと思はれる。 此の間の三十一筒の盗難及び金銭

商人の貸倒れは一億五千萬弗に 億那より少なくない、問屋及び小曹 あらゆる文書偽造による損害は一

總額一億弗に上る。然し多くの其筋 つてゐる。 の人々は此の數を内端に過ぐると云 商人の支拂つた不渡手形は一年

ある。 調査で年々二億弗に上るとのことで に於ける窃取事件等は確かなる筋の ける分補割付、合衆國政府並びに州 政治上の不正事件、公共事業に於 然し之も甚だ見積の低いも



-( 65 ) -

イズ州前如事フランク、ローデン氏は最近の演説で、五六の州で テンシアリー、デエール、リホーメートリー、疲養所)、収容者の 育旺之に加ふるに、裁判所費、各種の刑務所費(プリメン、ヘニ 社会調査家の見積りによるに年々十億形に上るとのととである。 て、養養費、その職員の給料並びに諸雄費等は、刑事學者並びに 先づ第一に、犯罪の防止者、留置者、告發者、刑の執行者からし に過きないのである。間接の損害は更に一層大きなものである。 帯に動する費用はそれ~、の州の収入総額の四分の一万至三分の **育食費並びに賃金、看守典職女監取締等の給料等がある。イリノ** 然しながら犯罪による財産上の直接の損害は草に此の話の締織 配者は更に語る。 罪者の収容費(ヘウシング)料食費、液態費、並びに臨

に達すると語ってゐる。

間なのである。眞に驚しべき經濟的消耗といはなければ なら な要するといふことのみではない。此丈の人々は全く不生産的の集 犯罪者に對して警察拘禁給養戒護等につき結構同じ高額の費用を が年々三十五億弗を盗むといふことばかりではない 生活の或部分を國家の監視の下に過ごすべき男女少年の五分の一等の二十萬人は現に犯罪をやつてゐる人に――確かに反社會的な 人の人が錠と鍵との下に拘禁されてゐるのである。然しながら此 て犯罪者を以て目すべきものである。合衆國に於ては常住二十萬 定する所によると、 すれば、年々十五億ポか犯罪のために經濟上の損失となつて行く 間なのである。 眞に驚くべき經濟的消耗といはなければなら を代表するに過ぎないのである。驚くべきは此等の犯罪の大軍闘 罪である。 。若し箇人一人の一年の生産力が内端に見積つて一千五百弗と 問題は弦に止まらないのである。 人々の一乃至一パー 刑事學者並びに犯罪學者の査 セント半は或る意味に於 。又た此等の

對する捜査告發の費用、又は商業上の贈賄其他の方法による損失 を加へると、國民の損害は總額百億弗に上るのである。 火犯、密輸入犯、酒類密質犯、偽造犯、履浩犯其他、並びに之に 倚ほ此の外に窃盗犯に屬しない犯罪者の悪事、即ち殺 人犯、

-C 88 -

快法はない。 ・ 教育でなかつたら別に他に何等の解決法となるものはない。 ・ のである。犯罪の機能となつたものをして一層能率的に一層報済のある。犯罪の機能となったものをして一層能率的に一層報済のある。犯行の犯罪者並びに犯罪のある。犯罪の機能となったものをして一層能率的に一層報済のである。教育でなかつたら別に他に何等の解決法となるものはない。 間の性質が夜で變化されるものと思はる」のであらうか。教育で 此の問題を解決するにはどうしたらいゝか、奇臓?の誘君は人

Digost, July 5,1994;

### 中性者と女教誨師

感情をよく制し得ないのである。 女性は感情行動が多いからであると思つた、即ち理性が ぎは殺人罪である。何と驚くではないか。女でありなが 質別をみると窃盗は矢張り第一位を占めてゐるが、 工場でも男性刑務所とは空氣がちよつと違つてゐる、罪 薦かざるを得ない、これはどうした原因であるか、 ら人を殺す、 先月ある機會から女の刑務所を参観した、事務所でも 俗に虫も殺さぬ女といふが人を殺すから愈 其次 私は

\* 4 \*

は男のものは恰も十二、三歳のものと同じ形狀發達であ が三分と思ふてゐます、故に獨居拘禁にしてある、 **酸位に見受けらる、教誨師の説明によると男が七分で女** 人は廿歳前後の時嫁さむに行き八年間も同棲してゐたと 個の趣裂があり、 總數百五十人程ゐる內一人中性者がゐる、年齡は三十 但睾丸はない睾丸のあるべき箇所に拇指位の一 其處より放尿してゐるとの話し、此の

> みたのは私は始めである、思ふにかいる人の生理より受 りで今でもさうである、戸籍面は女であるから女性の刑 があると思ふ。 とと」信する、 くる精神現象は直に推測は出來ぬが、 務所へ收容した譯だ、書籍には隨分あることだが實際に 云ふから不思議だ、收容時は男のすがたで頭はジャンギ 故にどちかへ統一して指導してやる必要 精神の軋轢がある

の見たり感じたりしたそのましを。 ひねくれた男子の幼年者に母としての慈と威を具へた女 を少年刑務所の少年受刑者に試みては如何と思れた、 れた、 對面ではあるが如何にもなつかしい様な氣持を與へてく どこかにあり、 は五十位であるが肉付がよくて、まだみづみづした点が で、男性者に接せない、 女教誨師…… 此所に中和點を見出すことになりはすまいか、 此氣持 - 氣分-しかも母としての慈と威を以てわた、初 …これは女性に接する為の女性の教誨師 は女性の特有な点でこの特有点 しかし私の逢ふた教誨師は年齢

(江村生)

統

人は甘庭前後の

# 大正十三年九月中入出所並月末在所人員

は男の

女黄

告 3

祖

(△八減)

1		工場でも男性	稳图等级态点	管は殺人罪で	和人在孩子!	勞役場留	刑事被	受刑	数別の思愛市
	•	1	計女	男	兒	量者	告人	者	人をなる。
刑事被告人男	內朝鮮人	三八二宝	九四五	三七、二九0	神ないないない	五二二五	1101年	I'H CEN	越員
	人受刑者 三	七、云	NOK	六、九五六	あが人と事	二六五	11. 年间年	三、四大二	入所
爻	高人	* 102	二八四	大三五	T.	三五〇	三、五	二、九九一	出所
英人受刑者女	刑事被告人男			11年,中	01 0	140	二、九九四	五五五四	現員
者女 一人	人男 三人	<b>兲、三</b> 莹	九六七  九四五	三七、二九〇	Salar II	一五五	E OIL	加州"〇四山	現前月末日
		四二、五七九			九	1 吴	三、六九	三八七三六	末日現在
露人受刑者男 一人アリ	支那人受刑者男	聖	D.	I IND	Δ =	H	Δ ==	[北]	前月比較
一人アッ	<b>三人</b>	△三、公元	△ 云兖	△三·大三三	The Street and		A POE	AH, HIM	前年比較

- 18 -

# 大正十三年七月執行強強者起訴指豫者保護月表(地方裁判所檢事局)

其與果口養與は惡也

つきのぎ。荷名人 間はさ人間の技术

合(	<b>米変貨</b>	3	¢ 1			大学	E	n t	t 5	2.5	司を	1	度 分	只され窓の夢
- T	n order	多列奏的		-	方質型さ	. 1	0 0 0 0	1	1		元代から	. 7.	十八	有的でき
現の場合と		54			980	100	8	A			我打好		*	输
三11 三11 三11													7	
100 100	<b>交</b>	101	*0	*	白銀頭なら四分	Total City		21		四大三	リアとしたのか	男女	十八歲未滿	起
五、たつん	二、七三大	二九三	表入	三	一 作 作 作 二	-	*0*	1大江	IIII .	920	<b>*</b>	男	+ 1	訴
北人	元	*	=	1	1	H	六	一五三	III	李	O F Par	女	以上	输
大八元	三、四九八	三三	000			^	Hit	MIII .	1.4	101	の本はなの	男		*
2 5	¥02	iox iox		=	1	KL NOW	三	六	₹	11.	-	*		
Oct.4	400.E	四人	四二		2	*	七七四	四人の	云	一、四天	*	at	ALCENS AND LIA	

大正十三年七月執行猶豫者起訴猶豫者保護月表の要項を摘記す

一、七月中刑の執行を受けたる者は他に二百五十七人にして起訴猶豫を受けたる少年は十六人にして起訴猶豫を受けたる少年は八百を受けたる少年は八百を受けたる少年は八百を受けたる少年は八百を受けたる者は他に二百五十七人にして起訴

破心はしたる者二人あり。 を含むたる者二人あり。 で、刑の執行動像を受けたる者の中百二十七人には保護者ありて

處分に付したる者六十人あり。三千六百三十三人には保護者なし、保護者なき少年を起脈動験三千六百三十三人には保護者なし、保護者なき少年を起脈動像の一、起脈動像を受けたる者の中三千八百八十人には保護者ありて

ならざるが低なるべきか。 ならざるが低なるべきか。

錄

### 世界へ宣言した

### ガルトン法則

たのだ、惡い方からいうと肉體的にも、 えず實行されてゐたには遊ひないのだが、 此の企では無論意識的か無意識的かの遊び する生活をいふ』と博士の説明に依ると、 只とれ迄の努力が教育的であり、規約的で 神的にも穏べてが企て通り完成されず、此 こそあれ、個人的にも民族的にも昔から経 は要するに人間が今日よりよくなれと努力 つたのだ。有も人間を改造しようとするか の飲陷から來る罪惡が幾時代の社會をも無 爾はど人間の根本的な本質に觸れてゐなか 停せしめたものだ。それなら人間の努力が 桁果はいつも期待程も實現されてゐなかつ 無駄だつたかといふと、張ちさらでもない、 遺傳學の權威山內繁雄博士はいふ『文明

らには、書いにつけ、思いにつけ先づ人間 るに統計的であり數學的で、全ではメンデ つた著書までしてゐるが、氏の法則は要す つと次のやうになる。これが所謂ガルトン 受けてゐるから之れを圖式に配列するとざ ず、雨親は更に雨親から四分ノ一宛遺傳を 母親から四分ノーを受けてゐるのみなら て生物の先天的特質は、父親から四分ノー そ生物は祖先代々親子關係の連續だ、そし 傳だけはどをすることも出來ないのだ。凡 者の共鳴を喚起したものだ。畢竟從來の學 廿年前、英國のガルトンで、當時可なり即 か、此の急務を世界へ宣言したのは今から の本質を根本的に研究する必要がなかった リズムに掻消されて了った感じさへある。 の法則で、がルトンは更に潰傳と天才とい 等に注意しても人間の本質に流れてゐる遺 看は生物の環境が主な原因で人間が色々と 子の特質=二分ノーが父母四分ノ一祖父 一つて行くのだと云つてゐるが、如何に是 4、八分ノーが骨種父母、順次十六分ノ

-( 70 )-

一、三十二分ノーと直接の競く限り配先 へきるー

### サイタミン

は豚鼠の壊血病は四分ノーグラムの生ほう で有つた場合含有ヴィタミンを喪失する事 依れば鎌詰の野菜は其の過程の所理が適當 ての價値は非常に高められたわけである。 も多いと云ふ事であるから、榮養食餌とし は反佝僂病ヴィタミンの含有量はバタより が、専門家の研究に依るとヴィタミンA或 で貧血病者等に珍重され來った野菜である ほられん草は今迄鎌分が豊富だと云ふ意味 來たし、攝氏一一五度半の熱を一二〇分加 れん草或は同價の鐵詰物で完全に強防が出 を動める事が出來る。エディー氏の實験で 菜を得られない地方等には鎌詰野菜の食用 は無いと云ふのだから、冬期新鮮安價な野 へたものでも其効果に差異は無かつたと 更にコロンピャ大學のエディー氏の説に

等官民約八十名に及べり。 **荷及中等學校新聞社の長並管內各保護會長市內各宗僧侶** 課長、小田警察署長坂本緋護士等始め當市に於ける各官 中島警察部長代理波邊刑事課長、樂崎市長代理山中社會

にして頗る服盛を極めたり。 て茶菓の饗應を爲し快談盡き全く退散せしは正午十二時 者には佛前供物の紅白餅を分與し來客一同には別室に於 の受刑者は恰も解へるが如く多大の感動を與へ右了て富 あり次に勝山錄事より有益なる一場の教誨あり滿堂數百 樫所長閉式を告げたるは午前十一時なりき式後一般收容 を朗讀し小原知事柴崎市長の祝詞代讀及來賓の祝詞朗讀 長以下職員總代來賓丼收容者總代の燒香後當椰所長式群 極めて静廟の裡に正面の佛壇に安置し奉り引續動行次で 戸崎教務主任表白文を朗讀し夫れより綺經終つて富樫所 崎教務主任大道師となり畑中教誨師佛像を敬しく 奉 載 席定まるや富樫所長擧式の辭を述べ一同起立奏樂裡に月 受刑者一同を教誨堂に集め各宗僧侶來賓幷各職員入党

#### 叙

任

補京都刑務所上京區支所長 看守長



新潟刑 入 式 槪 况

を受けたるを以て本月五日を卜し盛大なる入佛式を舉行 を以て竣工を告げ且本派本願寺より佛像並に佛具の寄贈 爾部長、八田高等學校長、池田醫大學長代理小川事務官 代理關口社會課長、奧村檢事正、長谷川裁判所長代理長 せり當日は特に本派本願寺より教務部長代理として鉄車 山謙譲師を派遣参列せしめられ又來賓として小原知事 新潟刑務教誨堂改築工事は昨年初旬工を起し本年三月

坪其内建物は六百四十五坪余現在の收容者は百七名にし 所職員等百六十余名であつた、同刑務所敷地は三千六百

て、內窃盗七五、强盗一、

一、放火七、 横領九、

誘拐一、凍車往來 文書僞造三、姦淫

**餘興などありて盛會裡に午後一** 市内外官民、旭川、釧路の檢事 時散會した出席者は右の外札幌 それより一同刑務所内部を参觀 し終つて正午祝宴に移つたが、 の親辭等にて十一時閉式した。 式辭を述べ續いて司法大臣の配 嶋檢事長並に藤居旭川刑務所長 郡(遠藤札幌控訴院長代讀)寺 **対一同着席するや鈴井所長先づ** 日午前十時半より擧行された定 月三十日竣工の運びに至つた同 刑務所の開廳式は、去る十月五 昨年初夏工事に着手、本年六



きたりといふ

の届きたる点は参観者の眼を惹

正並に刑務所長、兩本願寺北海寺務所代表者、 札幌刑務

を夫々贈呈した。 對し會則第八條第三號に依り二十圓以上三十五圓以下 對し會則第八條第四號に依り十四國以上二十三國以下 在職十年以上にして死亡したる佐久間朝正氏外二名に 在職三年以上にして死亡したる丸川生次郎氏外三名に

### 會員の表彰慰藉 水

即三

會

報

為完成

升 皆

名に對し命職第八第五號に依り五間以上十五間以下 **衛在職滿十年以上にして退職したる石窟磯吉氏外一〇一** 號、會期第八條第一項第二號に依り金三十圓を贈呈した に堪えず退職したるを以て寄附行爲第五條第一 項 第十 治作氏は公務上負傷して不具癥疾に歸しそれが爲め職務 は職務の爲に創庚を受けたるを以て金三十圓、五十嵐由 第一項第十號に依り金壹百圓を贈呈した、又木津一葉氏 なるを以て會則第八條第一項第二號及び寄附行爲第五條 刑務官吏の職責を完ふし又一般官吏の總鑑とすべき行動 負ひたるも屈せず遂ひに逮捕した、この勇敢なる行爲は 傷け脱走せるを追跡し、これと挌闘し身體各部に重傷を 京都刑務所看守部長山越與作氏は受刑者が保健核手を

### 茶話會開催

いて』の講演及び活動寫眞『街の子全六卷』の映寫るり 文部省社會教育課長小星範治氏の『國民生活の改善に就 十月二十五日(土曜日)午後二時より茶話會を開催し

### 資金募人を感謝す

受けた。本會は名譽會員又は赞助會員に推薦し、其芳志 に對し感謝の意を表すると共に、本來の旨趣に副ふやう 報道してゐるが、其後績いて左記の通り諸氏より寄附を 寄附者の芳名は時々刑政誌上に掲載して、會員諸彦にも 幸ひに有志の御賛同により、漸次に效果を收めついある 本會は事業發展に資する爲め、資金募集中のところ、

所の建築は刑務所として表門の なきこと採光、通風の上に注意 區割して收容されてある、尚同 -(72)-

は十八才未滿十八才以上と厳正 妨害二名である、これらの少年

- (78)--

**む多とし其他在を配する。** 同時に募集に参力された會員請子の勞

金、百二	お支部では	1 山支部	会拾 圖	金拾	金末百興	金巻百冊	支部	金式百圆	金萬百圓	金多百四	金四百圓	金四百五拾四	金五 百 圖	金五百四	金五百五拾四	金六百圖	金八百四	金七千圖
				表於慰藉	4	登助会員	74.00		21	NAC. B					H X	が本	4	
北川三代	201		生水服一	後同意	吉田喜您	大橋平右	C. British Santa Bridge		1							-	佐藤太三	A COLUMN

開庭家

### 家庭の基

その線を解剖すると、穴の中の家です。 護んで下さい。家の字は、

家庭の基調をなすといふことの御了解をねがいます。 なら してみたと思はれます。これは單に形の上の家です。そのが活動上から見た家即ち家庭は、性的の結合です。そのなと 単さを を なが 基となり それに八重儿童の花びらがつき、 変と美とを 愛揮することになるのです。 男と女の結合が 変 と 美とを 愛揮することになるのです。 男と女の結合が 変 と 美とを 変 することになるのです。 男と女の結合が 変 と 美とを 変 すると になるのです。 男と女の結合が 変 と 美とを 変 すると になるのです。 男と女の結合が 変 と 美とを 変 する と なることの 御了解を ながいます。

和してゐなければ結合と云へない。即ちその調和が出來を有してゐても精神に於ては、一つであると云ふ程に調家庭の基調をなさないのであります。夫婦は二個の身體家庭の基調をなさないのであります。夫婦は二個の身體

ります。これは全個としての夫婦の關係が出來でゐない譯にな

金玉

# 笑ふ門には福來る

れる。豫め申合せたのでもなければ、一、二、三、の號ット高笑ひ、餘所目にも何が南白いのだらうと美しがらット高笑ひ、餘所目にも何が南白いのだらうと美しがらい。「家内中調子そろへて大笑ひこれぞ天然音樂の聲」調

<del>( 75 )</del>

は会しくとも心が富み笑えて居るならば、これほど芽には貧しくとも心が富み笑えて居るならば、これほど芽には貧しくとも心が富み笑えて居るならば、これほど芽には貧しくとも心が富み笑えて居るならば、これほど芽には貧しくとも心が富み笑えて居るならば、これほど芽には貧しくとも心が富み笑えて居るならば、これほど芽には貧しくとも心が富み笑えて居るならば、これほど芽には貧しくとも心が富み笑えて居るならば、これほど芽には貧しくとも心が富み笑えて居るならば、これにど芽には貧しくとも心が富み笑えて居るならば、これにど芽には貧しくとも心が高み笑えて居るならばでも楽みもない。

大笑ひの音樂を合唱し、笑ふ門に來る編の神を迎へたい、こそのつけ處に用心して、供に家内中調子揃へて、い、こそのつけ處に用心して、供に家内中調子揃へて、い、こそのつけ處に用心して、供に家内中調子揃へて、い、こそのつけ處に用心して、供に家内中調子揃へて、い、こそのつけ處に用心して、供に家内中調子揃へて、い、こそのつけ處に用心して、供に家内中調子揃へて、い、こその音樂を合唱し、笑ふ門に來る編の神を迎へたいた。

もちやつかね家はもちつく歳の暮

ものである。

することが多い

ん。

# 子供の社會的訓練

蹇

> なつては圓く治まる筈はない。自分が惡いのちや兄弟な 自分を賢い者にすると親兄弟も他人も愚な者と見える。 とそ自分の不行屆を免じて下さると**尊敬すると無難であ** 親なればこそ有難いと感謝の念が起る。彼の人であれば まるもとそ聞る」もとそ」親なればこそ兄なればこそ弟 の寄合世帶となる。「世の中はとその二文字のつけ處治 家和合は望まれないのみか、紊れ亂れて淋しい仇敵同士 す、兄弟皆に鬩き、夫婦情を失ふやうな事があれば、 守りて、禮を盡すのである。若し父子が其の道を盡さ き事を盡すのである。父は父たり。兄は兄たり。弟は弟 出來るかといへば、家内一同守るべき事を守り、盡すべ ればこそ意見もして果れる。死しても果れるのちゃと、 るが、此のこそを自身につける。「俺れなればこそ」と なればこそと、こその二文字を先方へつけると治まるが たり。夫は夫たり。妻は妻たりと。其の身への職分を ありて成就するのである。それなら一致和合は何らして 意して社會協同の精神を養ふようにつとめねばなりませ 「俺なればこそ斯くも面倒見てやるのに恩知らず奴」と

供の心になつて時には子供と角力を取り、馬になつてや つたりしてやるがよい、又友人やお客が來た場合にはよ 役所から歸宅すればしかつめらしい顔をしてわずに、子 うし遊ばせるようにし、又道で子供の澤山居るところで ぶようにしたり、子供のある家につれて行つて、子供ど 又歌を歌つてやるとか、又他の家の子供を自分の家によ 又子供の兄弟もなくて一人子の場合は、母親と二人きり せねばなりませね。殊におぢいさんもおばあさんもなく 庭では賽間父親は役所に出かけるので、母親はよく注意 於ては吾々初め皆さん方の御家庭の如く俸給生活者の家 べく一人ぼつちにしておかないことであります。此點に はなるべくだんまりにならず、つとめて子供としやべり ですから子供は非常に寂しがります。こんな場合は母親 一緒に遊ばせるようにつとめるがよいのです。 社會協同の精神を養ふ第一の要件は、子供をしてなる 叉父親は

- ( "6 )-

## 朝三暮四の猿

三暮四の猿ぢやと莊子が笑つた。それは猿の飼主――祖三暮四の猿ぢやと莊子が笑つた。それは猿の飼主――祖三暮四の猿ぢやと莊子が笑つた。それは猿の飼主――祖三暮四の猿ぢやと莊子が笑つた。それは猿の飼主――祖とあので、眼前の其の一寸先きを考へる餘裕のない愚を諷ふので、眼前の其の一寸先きを考へる餘裕のない愚を諷したのである。――世の中に賢いやうな韻する人間にもしたのである。――世の中に賢いやうな韻する人間にもしたのである。――世の中に賢いやうな韻する人間にもしたのである。――世の中に賢いやうな韻する人間にもしたのである。――世の中に賢いやうな韻する人間にもしたのである。――世の中に賢いやうな韻する人間にもしたのである。――世の中に賢いやうな祖はなられていると述るとが多い。はやまつてはなられて

# (衣服は子供でない)

士海へで.

と云ふ後件は知らない。此の時の利益觀念と遺徳觀念との調和はとても知るべき餘俗はない。皆様は斯る問題につき如何に御考へなさるですか。決して小問題ではありません。かゝる問題は他にも類がありましゃう。衣服を中心とする母の愛は果して適常でしゃうか。私は母親の中心とする母の愛は果して適常でしゃうか。私は母親の中心とする母の愛は果して適常でしゃうか。私は母親の中心とも母の愛は果して適常でしゃうか。私は母親の中心とも母親が衣服と子供と取り違へて、子供が 折角助長 せられつゝある道徳意識を破壊したことを返すがへす残念に思ふ。

### 家庭と宗教へ

間であるから

「さるまんまんさんにお確をしておやすみなさい」

る。この衣服についてこう云ふ質例がある。
る。この衣服についてこう云ふ質例がある。
この衣服についてこう云ふ質例がある。この衣服についてこう云ふ質例がある。この衣服についてこう云ふ質例がある。

ばならない心得であらう。 入る事は清淨な、しかも温かい家庭につとめてしなけれ る時だけでも、神佛に感謝の禮拜をして安らかな眠りに る。朝起きた時、御飯の時とは行かなくとも、せめて寢 お禮をしてから、父ちゃん母ちゃんおやすみなさいと寝 はないかと叱つた。此時の子供の心理はどうでしよう。 段高く「こんな泥靴を掃除して美しいおべべが汚れるで 奪ひ取つて、子供の慰を責めた…………可憐なる子供 加へて來る。折しも之を發見した母親子供の手から靴を 母親は子供に教へる。子供は紅葉のやうな手を合せて、 靴を磨くと云ふてとは宜いとして、豫て母親から敷へて の喜悦は此の瞬間に破壊されてしまつた。母親は整も一 々に黒い光りを出さうとするに伴れて、喜々の情は益々 盡しの美服を忘れて靴の手入れを始めた。泥靴が次第々 つて來た。すると玄關に父の泥靴がある。彼は母親の心 天長節紀日の日に子供は母に與へられた美服を着ては

中うであるが、理窟はともかくとして家庭にこの宗教的本会であるが、理窟はともかくとして家庭にこの宗教的な空気のないのは、どんなに和氣靄々たる家庭でも、それが一家を美しく正しく温かく導くために、非常な大きなものとなる事に氣付かねばならぬ。しかもそれが知事なものとなる事に氣付かねばならぬ。しかもそれが知らず知らずの中に子供たちを立派に育て、ゆく事になるのだから。現代の生活は可なり苦しい苦しい中にも、業事なものとなる事に氣付かねばならぬ。しかもそれが知らず知らずの中に子供たちを立派に育て、ゆく事になるのだから。現代の生活は可なり苦しい苦しい中にも、業のだから。現代の生活は可なり苦しい苦しい中にも、業力を関する。

#### 7 力 の家 庭

夫人といふ馬鹿に親切な取り下げ婆がゐるとしても、 その家庭も同じく夫婦から出來上つて、たとヘサンガー が獨立して設置せられ、 張子供もゐようといふのである。然しながら離婚裁判所 度がつてゐる日本の家庭から見れば、餘り結構なもので 肉を言つた位の國柄であるから、お飯様を陳列して目出 つたそうだ」と。いつぞやニューヨークの或新聞紙が皮 俳優の給料が下がつたので、 さつさとおん出て行くのに。 な方法で出來上るのだから、左樣ならとも何とも言はす はないかもしれない。 ワシントンで背の高いデョーデと腕を組んで歩いてゐた アメリカ人だつて鬼でもなく、 フラツトに割前で所帶を拂つといふ至極輕便に、安値 トランク一つぶらさげて雑作付き いつも大入繁昌で、 離婚裁判所が大變閑暇にな 何の不思議もない。 只だの人間であるから 此頃は活動 昨日は

メリーな今日はニューヨークで肥つたチャリーと一緒に フルスピードで平氣で一年に二千人以上をライド・ダウ アートを駆 ンする處である。アメリカは馬鹿々々しく勢の好い所で る。断つてをくがニューヨークでは自動車が

く。日 ある。 ある。 を据へこんで差し向はないと家庭ができ上がらない國で なく、 ひ迢ぎてしよう事なしの長火鉢を挟んで、 平の象なのである。 る彼等ヤンキーの夢想だもする能はざる、 い國であるといふ事を證明立てしゐる譯でも、 しようとも。 太平洋を東へ二週間ばかり波 長火鉢は家庭の守本尊である。 本は長火鉢の國である。 正に是れ夫婦相和の極致で、 これは決して日本が眠るより外に仕方のな 何を措いても先づ長火鉢 にゆられると 野蠻にして無道徳な たとヘライスを喰 神ながらの太 お五に坐睡を H なんでも

ス(對特)の關係に立つてゐるのである。 此の二つの國は今や太平洋上フェース。 71. フェ

叉 長 Ŧi. 之 治 大大明 正正治 定規文注 告 料 表 價 定 ++= の際は新舊住所を御屆下されたし 御注文の際は必ず送別先明記のこと從つては 御注文の際は必ず送別先明記のこと從つては 郷込のこと、但なるべく振替を利用せられ のこと、但なるべく振替を利用せられ のでは郵仰爲替ならば司法省郵便局取扱 三三十 年年七十十年 五號活字半段 印 印 編發 京府豐多摩那野方町新井三三六番地東京市独町 區西日 比谷町 一番地東京府豐多摩那野方町新井三三六番地東京府豐多摩那野方町新井三三六番地東京府豐多摩那野方町新井三三六番地東京府豐多摩那野方町新井三三六番地 東京市牛込岡市ケ谷富久町六〇二月二十日印刷納納本行二月二十六日第三種郵便物認可 111 通等 稅 稅 頁頁頁行 共 共 共 金金金金 金 金 三四五 = M 又 = +++ + 〇番地 + +

轉とたに居して

員

常務理事

江

H

發

何電 所話

市谷 樂鴨刑

刑務所長

務所長

役

會

小

首刑務所長

景多摩刑務所長

司 司

法 法

書

祀 肥

官 官

協

事長

司法省行刑局長

司

法 法

大 大

官 臣

錢 錢 錢

司

田

司法省保護課長

-( 80 )-